

# 大磯町次世代育成支援 地域行動計画

- 子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ -

平成17年3月

大 磯 町

## 計画の策定にあたって

このたび、これからのわたしたちのまちの「子育て・子育て」を応援する計画として、「大磯町次世代育成支援地域行動計画」を策定いたしました。この計画は、平成15年7月に少子化を抑制するために制定された、「次世代育成支援対策推進法」に規定された計画で、平成17年度からの5年間のわたしたちのまちの子育て支援施策を定めたものです。

現在、核家族化や女性の社会進出などにもとれない、「子育て・子育て」の環境は大きな変化が見られ、保護者の子育てに対する不安は増え、その悩みも複雑になってきています。また子どもたちの成長過程での社会性の獲得などにも影響が出てきています。

わたしたちのまちにおいても同様な話題を耳にすることが増えてきています。そして少子化が進むことにより、高齢化率は全国平均を大きく上回ってきており、まちの活力を低下させないためにも、居住者の年齢構成に気を配ることも必要になると考えています。

このような少子化社会における課題への対応として、より子どもを出産しやすい環境、子どもを育てやすい環境をつくるための事業を積極的に展開することが急務であり、この計画の事業を進めることにより、子どもたちのたくさんの明るい笑顔が生まれることは、わたしたちのまちの未来が活気づく一因になると確信しています。

この計画の策定に際しましては、総合計画策定におけるワークショップや子育て中の保護者へのニーズ調査や中学生へのアンケート調査を実施させていただき、貴重なご意見を計画策定に反映することができました。

これからは、この計画に沿って、わたしたちのまちが誇れる豊かな自然環境の中で、安心して子育てができることをめざし、計画の目標像である「子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ」を具体化するため、総合的・体系的な施策の推進に努めてまいります。

皆さまのご理解とお力添えをお願い申し上げます。

平成17年3月

大磯町長 三澤龍夫

# 目 次

## 序論・現況編

### 第1章 序論（計画の概要）

1	計画策定の背景および趣旨.....	5
2	計画の期間.....	6
3	計画の位置づけ.....	6
	「次世代育成支援行動計画」をめぐる動向.....	7

### 第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

第1節	地域の概要.....	11
	大磯町の概要（立地および自然など）.....	11
	人口・世帯の動向.....	12
	年齢構成.....	13
	出生率・合計特殊出生率.....	15
第2節	子ども・子育てをめぐる現況.....	17
	保育所・幼稚園の利用状況.....	17
	学校の状況.....	19
	学童クラブの状況.....	19
	乳幼児健診受診率の状況と各種学級・セミナーの利用状況など.....	20
	児童虐待、母子父子世帯・各種手帳所持者数.....	21
第3節	アンケート調査結果のまとめ.....	23
	1 次世代育成支援に関するニーズ調査.....	23
	2 中学生アンケート調査.....	27

## 考え方・計画編

### 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念.....	35
2	計画の基本方針.....	36
3	計画の基本目標.....	37

### 第2章 行動計画

第1節	身近な場所で子育て支援を受けられるまちをめざして.....	43
-----	-------------------------------	----

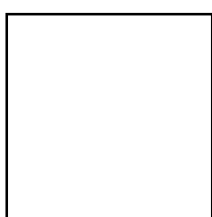
1	地域の子育て支援サービスの充実	43
2	子育て支援ネットワークづくり	47
3	児童の健全育成	48
第2節	子どもと親にとって安全・安心なまちをめざして	50
1	親と子どもの健康づくり	50
2	安全に・安心して外出できる環境の整備	52
3	経済的負担の軽減	55
第3節	子どもたちが健やかにいきいきと成長できるまちをめざして	56
1	家庭や地域の「教育力」の向上	56
2	幼児教育の充実	58
3	子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境の整備	59
4	思春期対策の充実	62
5	次代の親の育成	63
第4節	職業生活と子育ての両立をめざして	65
1	多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し	65
2	仕事と子育ての両立の推進	66
第5節	心配りが必要な子どもたちへのきめ細かな取り組みをめざして	69
1	子どもの権利の擁護	69
2	児童虐待防止対策の充実	70
3	ひとり親家庭の自立支援の推進	71
4	障害児施策の充実	72

### 第3章 計画の推進

1	適切な役割分担による計画の推進	77
2	計画の進行管理・フォロー	78

### 付属資料編

資料1	ニーズ量の報告	81
資料2	大磯町次世代育成支援対策地域協議会要綱	85
資料3	大磯町次世代育成支援地域行動計画策定委員会要綱	87
資料4	大磯町次世代育成支援地域行動計画策定までのスケジュール	89
資料5	用語の説明	91



## 序論・現況編

# 第1章

---

序論（計画の概要）

# 第1章 序論（計画の概要）

以下、本計画書中で「\*」を付してある用語については、巻末の「第 編 付属資料」中に説明があります。

## 1 計画策定の背景および趣旨

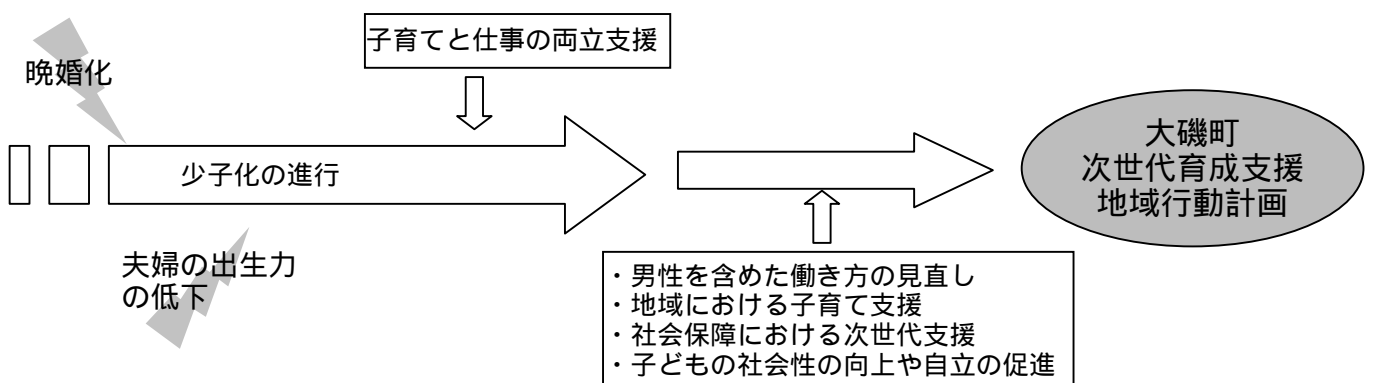
国においては、少子化の進行に対応し、「エンゼルプラン」（平成6年12月）、「新エンゼルプラン」（平成11年12月）をはじめとして、子育てと仕事の両立支援を中心としたさまざまな取り組みを実施してきました。

この動きを受け本町でも、平成12（2000）年に延長保育を開始し、また同14（2002）年12月に『おいそまちこどもプラン～大磯町母子保健計画2002～』を策定、さらに同15（2003）年には幼稚園の「3年保育」を始めるなど、町民の誰もが安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境を地域全体でつくっていくことをめざしてきました。

しかし、国家レベルでの少子化の流れは止まらず、平成14（2002）年1月に発表された「日本の将来推計人口」における指摘によれば、従来少子化のおもな原因であった「晩婚化」に加えて、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られるに至りました。

急速な少子化の進行とそれともなう人口の減少は、今後、わが国の社会経済全体に深刻な影響を与えるものであり、この少子化の流れを変えるため、国は平成14（2002）年9月に『少子化対策プラスワン』をとりまとめ、これまでの「子育てと仕事の両立支援」を中心とした対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って総合的な取り組みを進めることにしました。さらに、平成15（2003）年7月に「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号、以下「法」という。）が10年間の時限立法として国会で成立し、全市町村に次世代育成対策を推進するための「地域行動計画」の策定が義務づけられました。

以上の流れを受けて、既存の子育て支援施策の体系を再構成し、少子化対策の視点だけに終始することなく子どもに関する政策、施策を総合的に推進するための『大磯町次世代育成支援地域行動計画』を平成17（2005）年4月の実施をめぐりに策定し、本町の子育て支援の取り組みを総合的、集中的かつ効果的に推進していくことにしました。



## 2 計画の期間

本計画の計画期間は、法第8条の「5年を1期」とする規定に基づき、平成17(2005)年度から平成21(2009)年度までの5年間とします。

なお、上記期間中においても、上位法規の改正や、本町における施策の変更等、必要が生じればそれに応じて変更、付加等を行うこととします。

また、平成21(2009)年度をめでに中間見直しを行い、平成22(2010)年度から平成26(2014)年度までを対象とする「後期計画」を定めることとします。

(年度)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
前期計画										
後期計画										

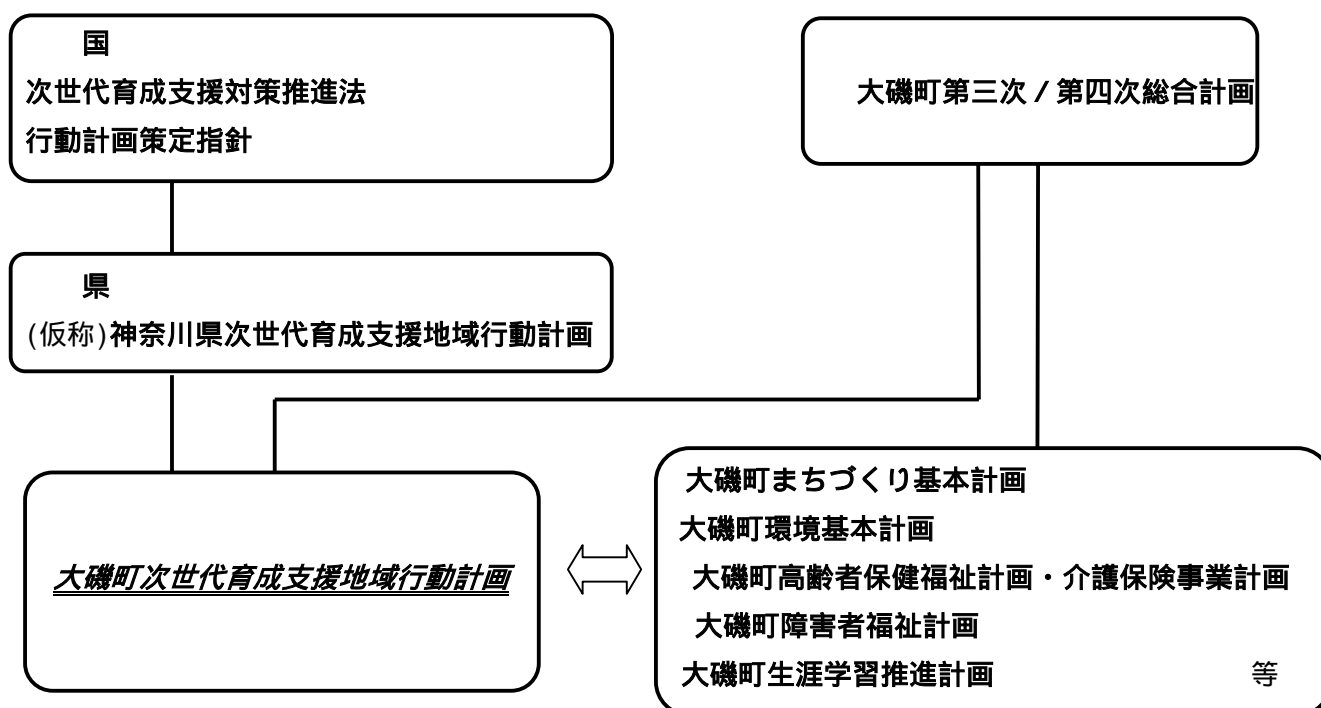
## 3 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第1項の規定に基づく「市町村行動計画」として策定します。

『大磯町第三次総合計画』(後期基本計画[平成17年度まで])、『大磯町第四次総合計画』(基本構想[平成18年度から平成32年度まで])の部門計画として策定します。

国および県それぞれが策定する関連の指針や計画など、また本町が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

すべての子どもとその家庭を対象とし、本町の子育て・子育て支援施策の基本的な方向性や目標、具体的な取り組みを総合的に定めるものです。また、同時に、町民や各種団体、関係企業などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。





「次世代育成支援行動計画」をめぐる動向

国民の動向	国 / 県の対策	大磯町の対策
<p>「少子化の進行」</p>	<p>平成6年 ・「エンゼルプラン」(平成6年12月) ・「緊急保育対策等5か年事業」(平成6年12月)</p>	<p>・小児医療開始(平成7年) ・一時保育開始(平成8年)<sup>*</sup></p>
	<p>9 ・「かながわ子ども未来計画」(平成9年3月)</p>	
	<p>11 ・「少子化対策推進基本方針」(平成11年12月) ・「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(平成11年12月)</p>	<p>・延長保育開始(平成12年)</p>
<p>晩婚化に加え「夫婦の出生力そのものの低下」</p>	<p>13 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に基づく「待機児童ゼロ作戦」(平成13年7月)</p>	<p>・大磯町母子保健計画2002」(平成14年12月) ・幼稚園3年保育開始(平成15年)</p>
	<p>14 ・県「少子化時代の子育て支援取組指針」(平成14年3月) ・「少子化対策プラスワン」(平成14年9月)</p>	<p>・小児医療助成年齢引き上げ(平成16年10月)</p>
	<p>15 ・「次世代育成支援に関する当面の取組方針」(平成15年3月) ・「次世代育成支援対策推進法」(平成15年7月)</p>	<p>・「大磯町次世代育成支援地域行動計画」(平成17年3月) ・「子育て支援センター」<sup>*</sup>を開設(平成17年4月)</p>
	<p>16 ・「児童福祉法」(一部改正)(平成15年7月) ・「神奈川力構想・プロジェクト51」(平成16年3月) ・「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月)</p>	
	<p>17 ・(仮称)「神奈川県次世代育成支援地域行動計画」(平成17年3月予定)</p>	

# 第2章

---

子ども・子育て家庭  
を取り巻く現状

## 第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

### 第1節 地域の概要

#### 大磯町の概要（立地および自然など）

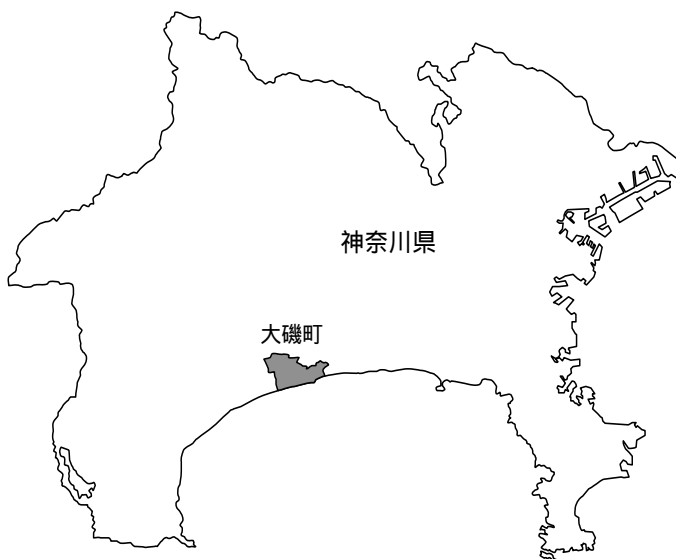
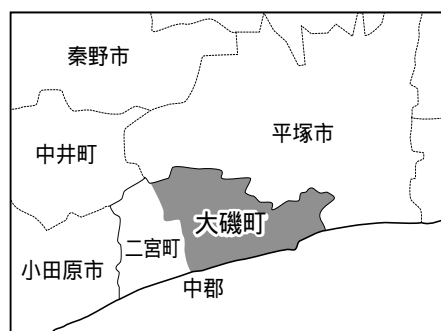
本町は、神奈川県央南部、横浜から40km圏、東京から60km圏内に位置し、南は相模湾に面しており、北は高麗山（165m）、千畳敷（180m）、鷹取山（219m）等のいわゆる大磯地塊の丘陵地を形成し、東と北は平塚市、西は二宮町に接しています。

町域は東西7.6km、南北2kmのやや長方形に近い地勢を示しており、面積は17.232k㎡となっています。

東部の花水（金目）川は水源を丹沢山系に発し、平塚市を経て相模湾に注ぎ、三沢川、鴨立川は本町の市街地を流域とし、また町の西北部を南流する不動川は谷戸川および長谷川を支流とし、二宮町から東流する葛川に合流して海に注いでいます。町の南部は平坦地で、国道1号（東海道）と海岸沿いに新湘南国道（西湘バイパス）が走り、JR東海道本線が国道1号と並走し、北部の丘陵地帯には国道271号（小田原厚木道路）とJR東海道新幹線が東西に横断しています。

海岸線では沿岸漁業が営まれ、商業は国道1号沿いに発達しています。丘陵地帯ではみかんの栽培が行われ、平坦地では施設農業が行われていますが、町域全体にわたって首都圏のベッドタウンとしての宅地化が進んでいます。

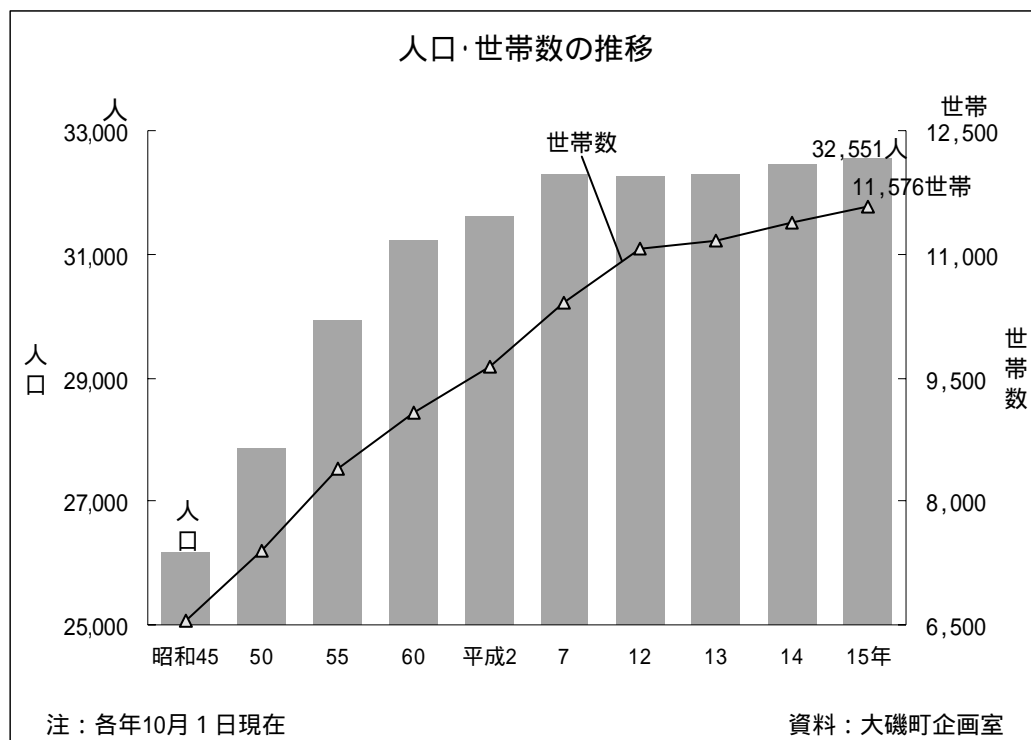
このような中で、「紺碧[こんぺき]の海に緑の映える住みよい大磯」を将来像とする『大磯町第三次総合計画』（平成8年度～17年度）、『大磯町第四次総合計画』（平成18年度～平成32年度）に基づき、まちづくりを進めています。



## 人口・世帯の動向

本町の人口（各年 10 月 1 日現在の人口）は、昭和の時代に急増しましたが、最近数年間は微増傾向が続いています。平成 15（2003）年 10 月 1 日現在で、32,551 人となっています。

平成 15 年の人口を昭和 45（1970）年の人口（10 月 1 日現在、26,154 人）と比べると、約 24.5%の増加となっています。



世帯数については、昭和 45（1970）年の 6,543 世帯から、平成 15（2003）年には 11,576 世帯へと増加しています（増加率 76.9%）。

人口・世帯数ともに増加を示していますが、世帯数の伸びの方がより大きく、それともなって 1 世帯当たりの平均人員数は昭和 45 年の 4.0 人から平成 15 年の 2.8 人へと減少しています。

世帯構成では、県平均に比べ「その他の親族世帯」すなわち3世代の同居世帯の割合が高いですが、以前に比べその比率は低下し、核家族世帯や単独世帯（ひとり暮らし）の割合が増加しています（国勢調査結果〔各年10月1日現在〕より）。

一般世帯の構成

単位：%

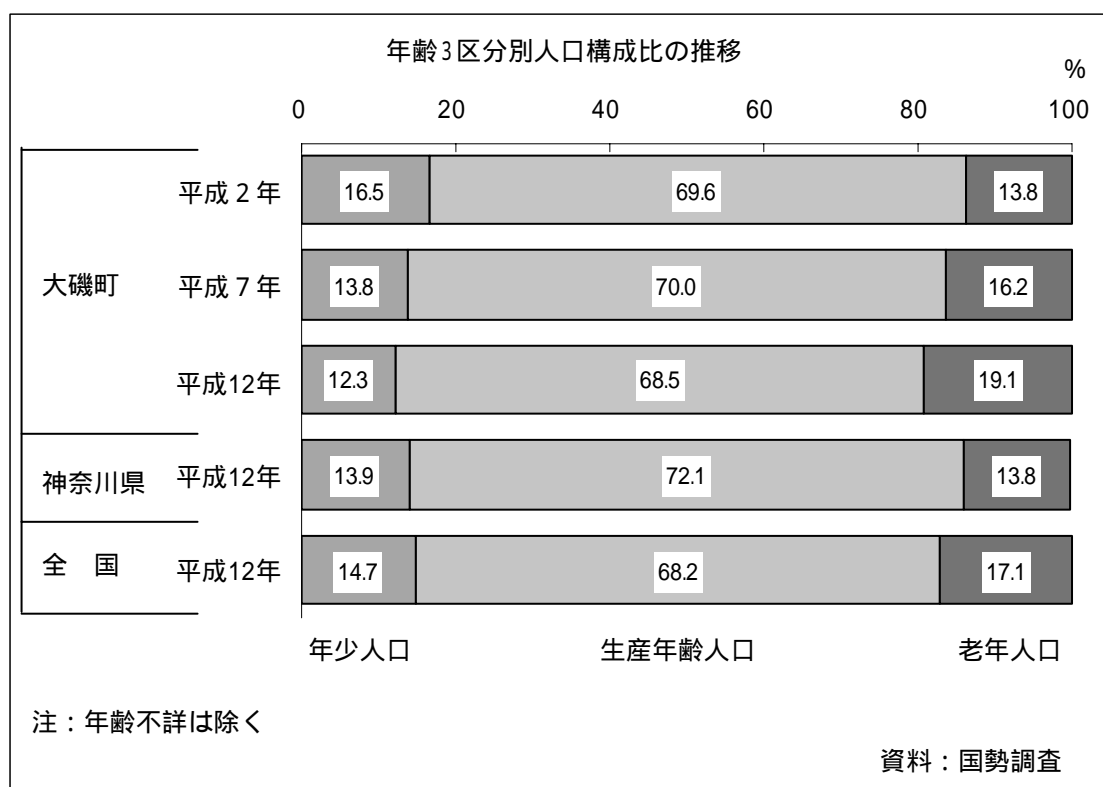
区 分	大磯町		神奈川県
	平成7年	平成12年	平成12年
核家族世帯	65.5	67.1	62.5
夫婦のみ	17.1	21.9	18.4
夫婦と子ども	41.1	37.4	36.8
ひとり親と子ども	7.3	7.8	7.4
その他の親族世帯	17.4	15.2	11.5
非親族及び単独世帯	17.0	17.7	25.9
合 計	100.0	100.0	100.0

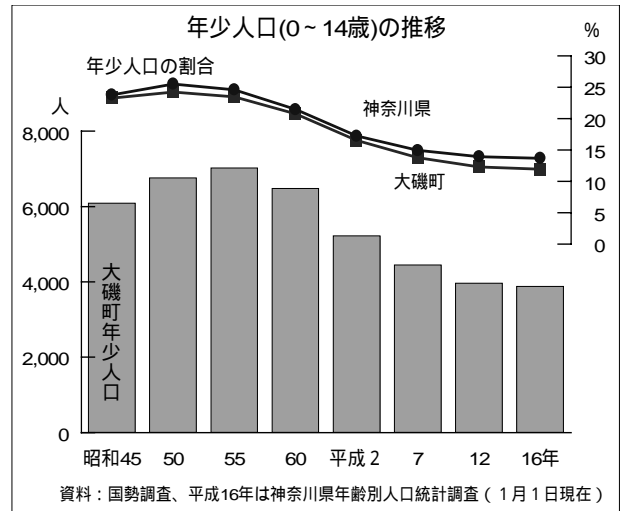
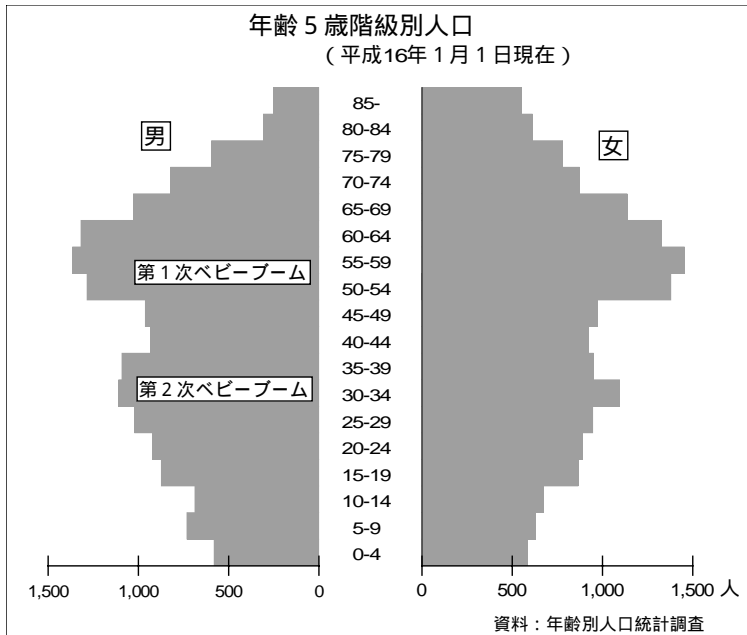
注：一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯  
資料：国勢調査

### 年齢構成

本町においては少子・高齢化が進み、年齢3区分別人口構成は、年少人口（0～14歳）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加する傾向を続けています。

平成12（2000）年には、年少人口：12.3%（3,968人）、生産年齢人口（15～64歳）：68.5%（22,100人）、老年人口：19.1%（6,160人）の構成となっており、老年人口比率は、県平均を5.3ポイント上回っています。





また、平成17(2005)年~21(2009)年の各年における児童の年齢ごとの推計人口(各年4月1日現在)は、次のようになり少子化が進行します。

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
推計人口	平成17年	210人	207人	222人	212人	235人	240人
	平成18年	205人	203人	216人	206人	230人	237人
	平成19年	199人	197人	208人	200人	222人	235人
	平成20年	193人	190人	202人	192人	215人	233人
	平成21年	185人	182人	194人	184人	206人	231人

児童年齢	6歳児(小1)	7歳児(小2)	8歳児(小3)	9歳児(小4)	10歳児(小5)	11歳児(小6)	
推計人口	平成17年	257人	268人	255人	285人	255人	267人
	平成18年	254人	266人	256人	285人	254人	267人
	平成19年	252人	264人	254人	283人	255人	267人
	平成20年	250人	261人	252人	281人	256人	268人
	平成21年	248人	258人	249人	277人	256人	269人

児童年齢	12歳(中1)	13歳(中2)	14歳(中3)	0~14歳合計	
推計人口	平成17年	279人	295人	313人	3,800人
	平成18年	278人	292人	311人	3,760人
	平成19年	279人	292人	312人	3,719人
	平成20年	280人	293人	313人	3,679人
	平成21年	280人	294人	313人	3,626人

\*  
5歳から14歳までの年齢別人口の推計は、コーホート変化率法により算出し、0歳から4歳までの年齢別人口の推計は、母親となり得る女性の人口と「婦人子ども比」から算出しています。(ニーズ調査[23ページ参照]時の推計において活用した数値です。)

## 出生率・合計特殊出生率

本町の出生数は平成12(2000)年にピークを迎え(228人)、その後は200人の線を境にして増減を繰り返しています。同15(2003)年中の出生数は209人となっています。

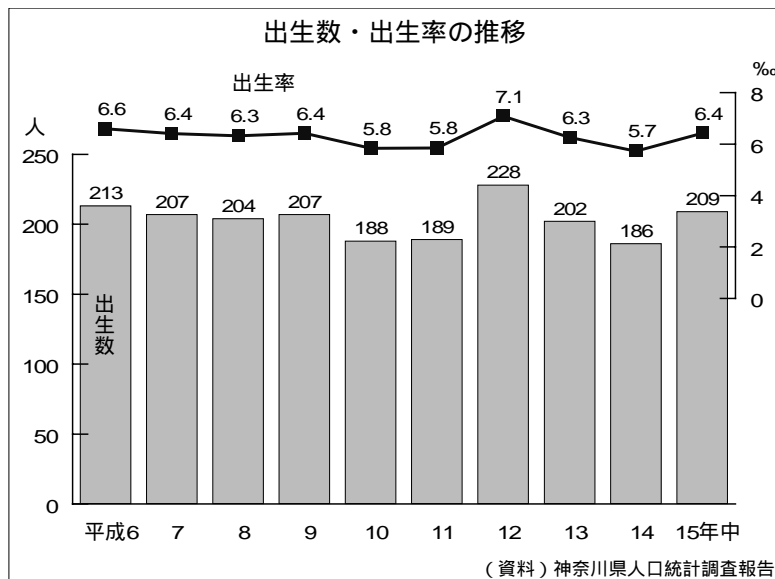
出生率(人口千人対)では、平成12年に7.1に達したものの、それを除いては近年、6人前後で増減を繰り返しています。同15年中の出生率は6.4となっています。

出生数・出生率の推移 単位：人、‰

	総人口	出生数	出生率
平成6	32,296	213	6.6
7	32,308	207	6.4
8	32,253	204	6.3
9	32,242	207	6.4
10	32,214	188	5.8
11	32,327	189	5.8
12	32,204	228	7.1
13	32,295	202	6.3
14	32,477	186	5.7
15年中	32,529	209	6.4

(資料)神奈川県人口統計調査報告

\* 出生率は人口千人あたり出生数  
人口は翌年1月1日現在のもの



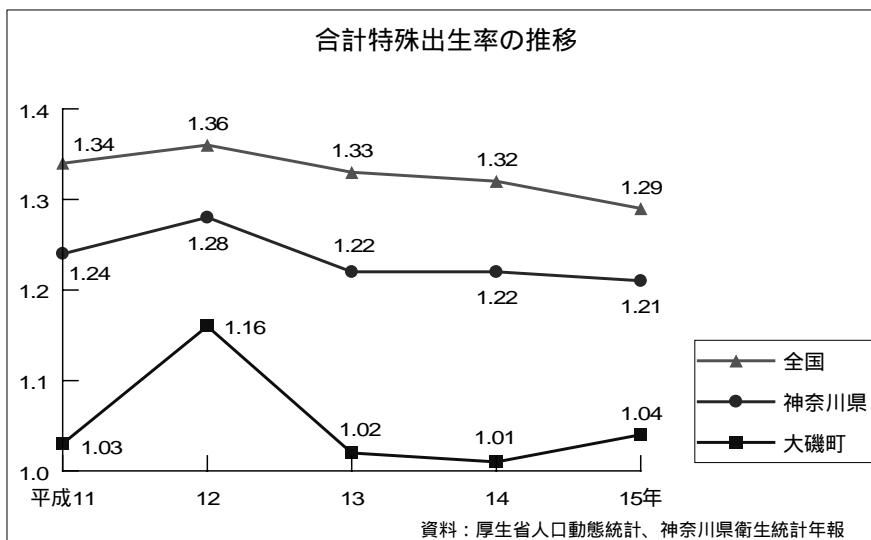
また、合計特殊出生率では、平成 12 年に県平均に迫ったものの、例年 1.00 を少し上回るぐらいの数値が続き、全国平均・県平均を下回っています。同 15 (2003) 年の合計特殊出生率は 1.04 となっています。

合計特殊出生率の推移

	全国	神奈川県	大磯町
平成11	1.34	1.24	1.03
12	1.36	1.28	1.16
13	1.33	1.22	1.02
14	1.32	1.22	1.01
15年	1.29	1.21	1.04

資料：厚生省人口動態統計、神奈川県衛生統計年報

\* 合計特殊出生率とは15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。





## 第2節 子ども・子育てをめぐる現況

本節の表は、ことわり書きのあるものを除き、すべて子育て介護課の資料に基づくものです。

### 保育所・幼稚園の利用状況

保育所の利用状況（通常保育）（\*各年度3月31日現在 平成16年度のみ見込み）

	種別	定員数 (人)	入所 児童数 (人)	開所時間		管外保育 児童のべ 人数(人)
				月～金	土	
平成11年度	認可保育所	180	192	7:30～18:30	7:00～14:00	400
12年度	認可保育所	180	189	7:00～19:00	7:00～18:00	475
13年度	認可保育所	180	199	7:00～19:00	7:00～18:00	390
14年度	認可保育所	180	192	7:00～19:00	7:00～18:00	411
15年度	認可保育所	180	182	7:00～19:00	7:00～18:00	391
16年度	認可保育所	180	186	7:00～19:00	7:00～18:00	445

近年は一貫して、入所児童数が定員を若干超過する傾向が続いています。

入所児童数は、定員数の125%まで受け入れることが可能です。

保育所の利用状況（特別保育）（\*各年度3月31日現在 平成16年度のみ見込み）

	特別保育			
	延長保育のべ 利用児童数(人)	*一時保育のべ 利用児童数(人)	休日保育 登録児童数(人)	障害児保育 登録児童数(人)
平成11年度	-	1,131	-	0
12年度	178	1,091	-	0
13年度	4,691	1,098	-	0
14年度	4,431	1,338	-	0
15年度	4,237	1,548	-	0
16年度	4,481	1,411	-	0

延長保育は、12年度から実施。

年齢別保育所児童数（のべ月人数）の推移（単位：人）

（＊各年度3月31日現在 平成16年度のみ見込み）

年次	0歳	1・2歳	3歳	4・5歳	合計
平成11年度	183	791	489	1,053	2,516
12年度	118	793	569	1,056	2,536
13年度	142	834	582	1,078	2,636
14年度	123	631	731	1,232	2,717
15年度	122	658	424	1,370	2,574
16年度	180	746	529	1,358	2,813

幼稚園の利用状況（平成16年度）

（＊5月1日現在）

幼稚園名	定員数 （人）	入園 児童数 （人）	入園率 （％）	開園時間
				月～金
大磯幼稚園	285	162	53	8:50
小磯幼稚園	190	67	45	8:50
国府幼稚園	190	73	46	8:50
月京幼稚園	190	109	57	8:50

児童入園率は、幼稚園により約45%～60%弱となっています。

年齢別幼稚園児童数の推移（単位：人）（＊各年度5月1日現在）

年次	3歳	4歳	5歳	合計
平成11年度	-	142	158	300
12年度	-	156	156	312
13年度	-	135	160	295
14年度	-	147	142	289
15年度	88	156	155	399
16年度	107	139	165	411

平成15年度から3歳児保育を実施。

## 学校の状況

学校別児童・生徒数の推移（単位：人）

（＊各年度5月1日現在）

	大磯 小学校	国府 小学校	国府 小学校 生沢分校	小学校 計	大磯 中学校	国府 中学校	国府 中学校 生沢分校	中学校 計
平成11年度	817	750	-	1,567	507	448	-	955
12年度	801	710	-	1,511	504	435	-	939
13年度	825	702	-	1,527	462	427	-	889
14年度	811	724	-	1,535	457	397	-	854
15年度	835	723	3	1,561	412	361	18	791
16年度	865	724	1	1,590	388	321	24	733

合計でみると、小学生の数はほぼ横ばい、中学生は減少傾向にあることが分かります。

## <sup>\*</sup>学童クラブの状況

学童クラブの利用状況（単位：人）

（＊各年度5月1日現在）

	実施箇所数	登録者数			利用者数 (月平均)
		大磯 小	国府 小	合 計	
平成11年度	2	44	28	72	72
12年度	2	54	26	80	80
13年度	2	51	35	86	86
14年度	2	55	40	95	95
15年度	2	71	59	130	130
16年度	2	80	75	155	155

利用者数が年々増加してきています。

## 乳幼児健診受診率の状況と各種学級・セミナーの利用状況など

乳幼児健診の受診率

( \* 各年度 3 月 31 日現在 )

	4 ヲ月児			8 ~ 10 ヲ月児		
	該当児 (人)	受診児 (人)	受診率 (%)	該当児 (人)	受診児 (人)	受診率 (%)
平成 11 年度	195	181	92.8	223	195	87.4
12 年度	232	218	94.0	205	177	86.3
13 年度	210	181	86.7	247	226	91.5
14 年度	195	176	90.1	194	173	89.2
15 年度	215	204	94.9	230	198	86.1
16 年度	195	186	95.3	201	187	93.0
	1 歳 6 ヲ月児			3 歳児		
	該当児 (人)	受診児 (人)	受診率 (%)	該当児 (人)	受診児 (人)	受診率 (%)
平成 11 年度	208	198	95.2	226	209	92.5
12 年度	224	212	94.6	225	210	93.3
13 年度	237	226	95.4	258	237	91.9
14 年度	239	229	95.8	244	219	89.8
15 年度	199	190	95.5	246	222	90.2
16 年度	217	201	92.6	249	226	90.8

「1歳6カ月児健診」は最も受診率が高く、例年該当児の約95%が受診しています。「4カ月児健診」と「3歳児健診」の受診率がそれに次いで高く、9割前後の受診率となっています。「8~10カ月児健診」の受診率は例年80%台後半となっています。

学級・セミナー等の状況 ( \* 各年度 3 月 31 日現在 )

	出産準備セミナー		
	回数	参加者数 ( のべ )	
		父 親 ( 人 )	母 親 ( 人 )
平成 11 年度	36	9	138
12 年度	36	17	140
13 年度	36	20	108
14 年度	36	45	218
15 年度	30	16	153
16 年度	23	32	156

出産準備セミナー... マタニティスクール

( \* 各年度 3 月 3 1 日現在 )

	離乳食づくり講座	
	回 数	参加者数 ( 人 )
平成 11 年度	6	87
12 年度	6	63
13 年度	6	56
14 年度	6	49
15 年度	6	75
16 年度	6	53

育児相談の状況 ( 単位 : 人 )

( \* 各年度 3 月 31 日現在 )

	参 加 人 員		
	乳児相談数	幼児相談数	面接・電話相談数
平成 11 年度	471	-	-
12 年度	571	453	355
13 年度	474	505	277
14 年度	405	918	249
15 年度	412	799	193
16 年度	461	792	235

### 児童虐待、母子父子世帯・各種手帳所持者数

児童虐待の件数 ( 単位 : 件 ) ( \* 各年度 3 月 31 日現在 平成 16 年度のみ 1 月 31 日現在 )

	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否 ( 初 別 )	心理的虐待	性的虐待	合 計
平成 13 年度	0	0	0	0	0
14 年度	2	2	0	0	4
15 年度	0	0	0	0	0
16 年度	0	1	3	0	4

資料 : 神奈川県中央児童相談所

母子・父子世帯の数（\*各年度4月1日現在）

	母子世帯数	父子世帯数
平成11年度	121	12
12年度	117	13
13年度	123	15
14年度	141	11
15年度	143	11
16年度	165	14

母子世帯数は近年増加傾向がみられますが、父子世帯数についてはほぼ横ばいの状況になっています。

療育手帳所持者数（単位：人）（\*平成16年4月1日現在）

	A1 (最重度)	A2 (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	合計
18歳未満	8	6	8	11	33
18歳以上	36	32	43	21	132
合計	44	38	51	32	165

18歳未満の療育手帳所持者は、全所持者の20%になっています。

身体障害者手帳所持者数（単位：人）（\*平成16年4月1日現在）

	1級 (重度)	2級 (重度)	3級 (中度)	4級 (中度)	5級 (軽度)	6級 (軽度)	合計
18歳未満	6	3	1	0	0	2	12
18歳以上	310	185	174	182	59	55	965
計	316	188	175	182	59	57	977

18歳未満の身体障害者手帳所持者は、全所持者の1.2%になっています。

### 第3節 アンケート調査結果のまとめ

#### 1 次世代育成支援に関するニーズ調査

##### 実施の概要

調査の種類：「就学前児童調査」…町内在住の就学前の児童のいる保護者を対象

「就学児童調査」…町内在住の就学児童のいる保護者を対象

調査の方法：郵送配付・郵送回収

調査実施時期：平成 16 年 2 月

回収結果：「就学前児童調査」…対象者 1,233 人、回収数 821 人（回収率 66.6%）

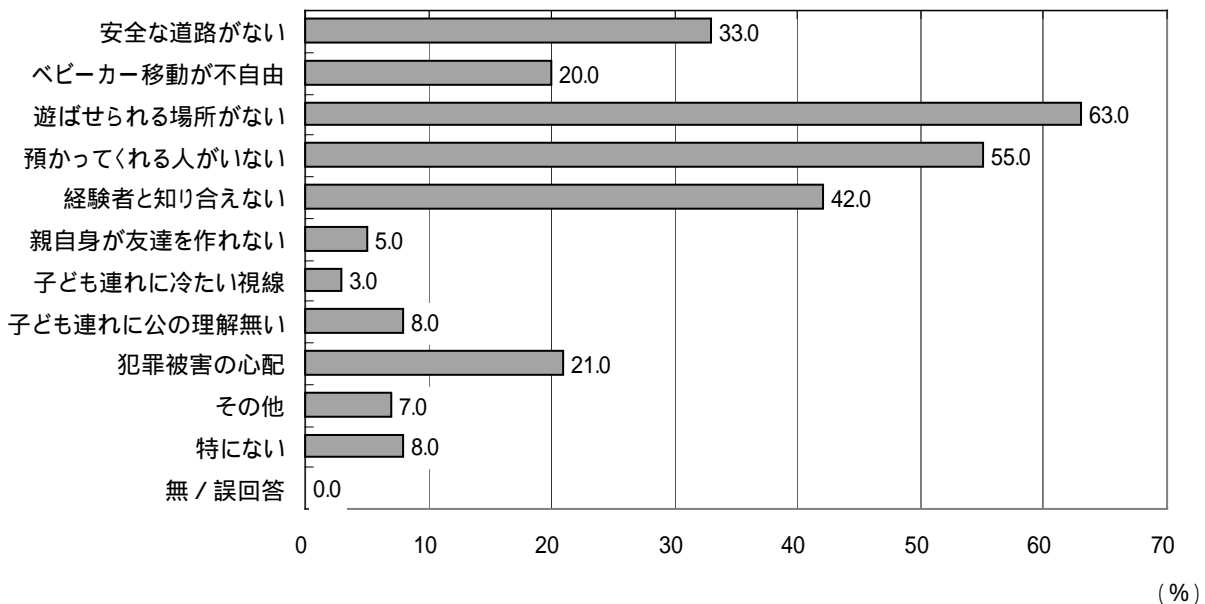
「就学児童調査」…対象者 821 人、回収数 524 人（回収率 63.8%）

##### 子育てで困ること・困ったこと

「子育てを行っていて、特に困ること、困ったことは何ですか」（複数回答）との質問をしたところ、「遊ばせられる場所がない」（63.0%）、「預かってくれる人がいない」（55.0%）、「子育ての経験者と知り合えない」（42.0%）などの選択肢が多く選ばれました。

遊び場の不足、子どもを預かってくれる人やサービスの不足、子育て経験者と知り合える機会の不足などが課題となっていることがうかがえます。

就学前児童調査 N = 821

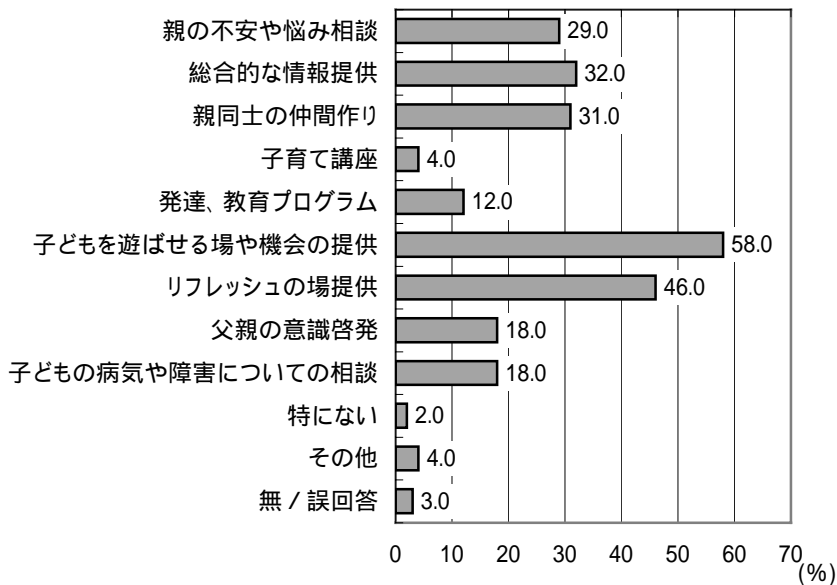


## 子育て支援サービスについて

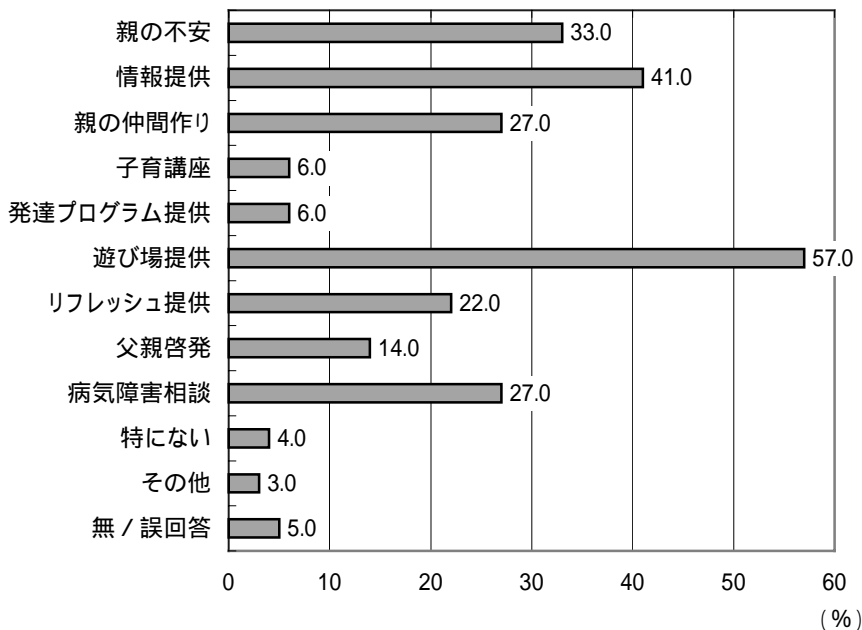
「日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービス」はどのようなものだと思うか尋ねたところ（複数回答）「就学前児童調査」、「就学児童調査」で共通して「子どもを遊ばせる場や機会の提供」という回答が最も多く、そのほか就学前児童調査では「親のリフレッシュの場の提供」、就学児童調査では「子育てに関する総合的な情報提供」、「親の不安や悩みの相談」などが多くなっています。

子どもを遊ばせる場や機会を提供するサービスに加え、親のリフレッシュの場を提供したり親の不安や悩みの相談に応えるような、言わば“親のケア”を行う子育て支援サービスが必要とされていることが分かります。

就学前児童調査 N = 821



就学児童調査 N = 524



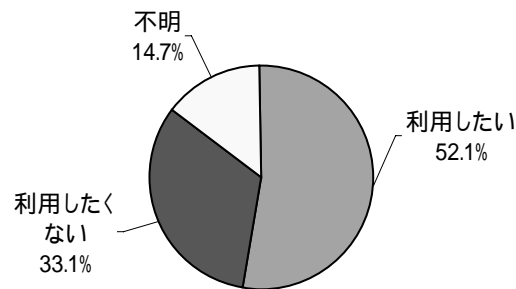


## 保育サービスについて

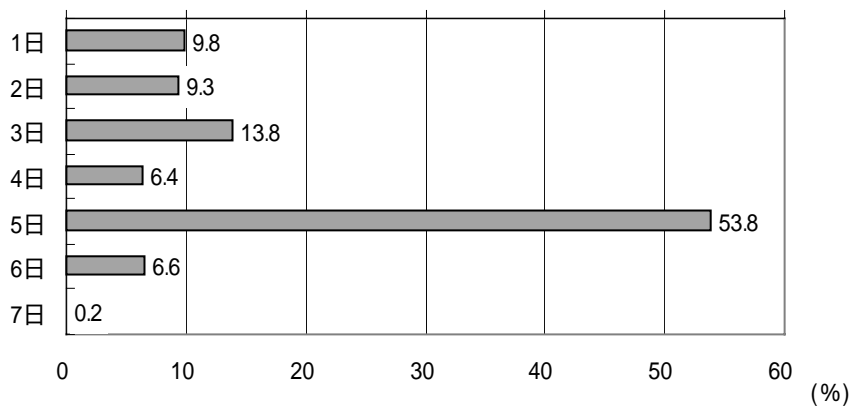
「希望通りサービスを利用できるとしたら、お子さんの平日の保育について保育サービスを利用したいと思うか」(単一回答)については、「利用したい」が半数を超えています。

また「利用したい」と答えた人のうち 53.8%が「週5日」のサービスを希望しており、保育サービスに対するニーズが多くあることがうかがえます。

就学前児童調査 利用意向 N = 821



利用希望日数 N = 428



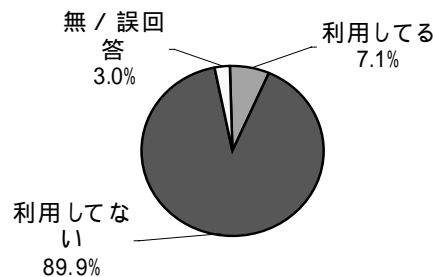
## 放課後児童クラブ<sup>\*</sup>について

「お子さんは、平日の放課後に放課後児童クラブ（大磯・国府学童保育会）を利用していますか」（単一回答）の質問には、「利用していない」との回答が 89.9%、「利用している」が 7.1%となっています。

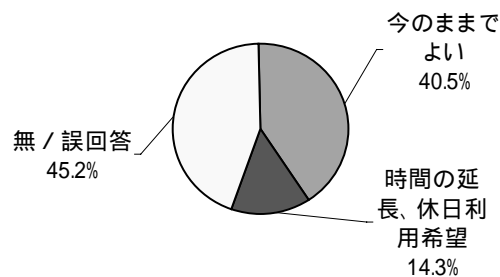
また、利用時間等の希望については「今のままでよい」という人が 40.5%、「時間の延長や、休日（日・祝日）の利用もできるとよい」が 14.3%を占めています。

放課後児童クラブについては、児童の約 1 割が利用していることとなり、利用時間の延長や休日の利用を望む声があります。

就学児童調査 Q13-1 児童クラブ N = 524



利用時間についての希望 N = 524



## 2 中学生アンケート調査

### 実施の概要

調査の方法：学校（大磯中学校・国府中学校）を通じて配付・回収

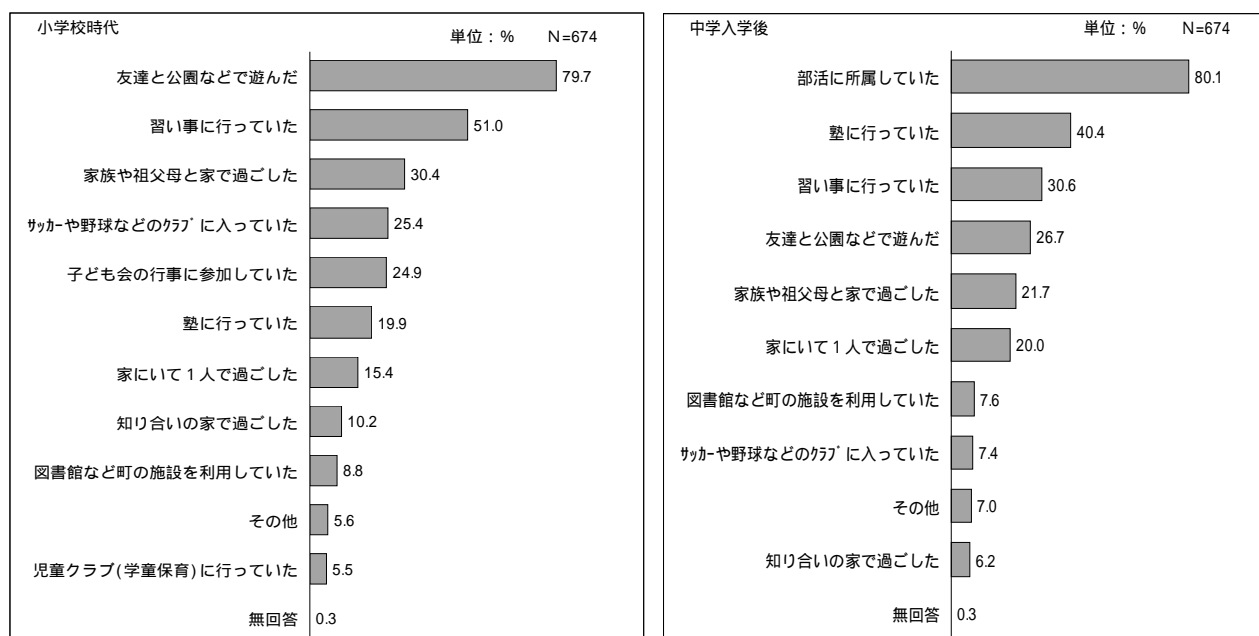
調査実施時期：平成 16 年 7 月

回収結果：大磯中学校...対象者 386 人、回収数 370 人（回収率 95.9%）

国府中学校...対象者 321 人、回収数 304 人（回収率 94.7%）

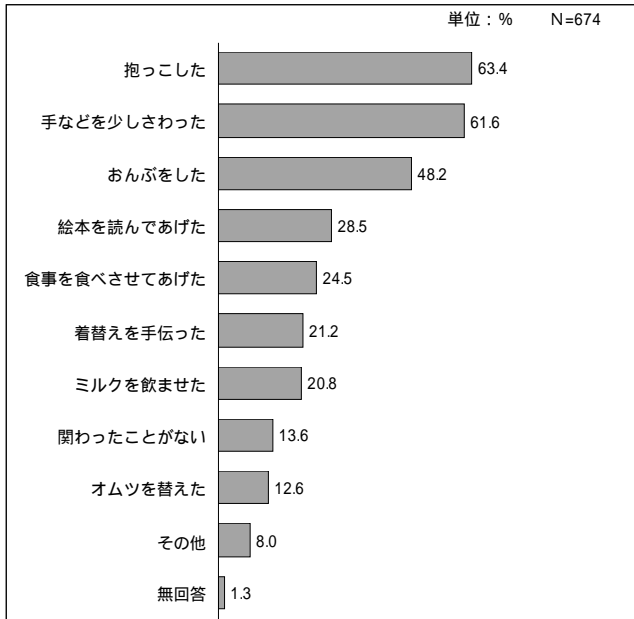
### 休みの日や放課後の過ごし方（複数回答）

小学校時代では「友達と公園などで遊んだ」（79.7%）、「習い事に行っていた」（51.0%）など、中学校入学以降では「部活に所属していた」（80.1%）、「塾に行っていた」（40.4%）などの回答が多くなっています。



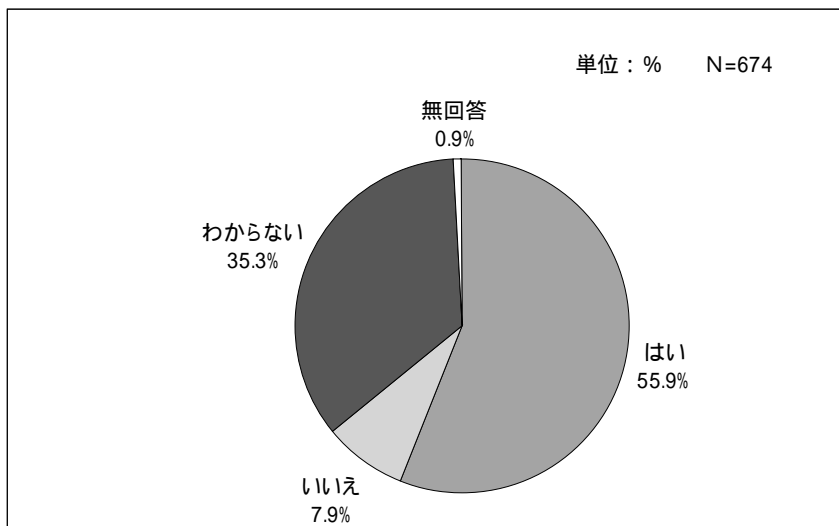
### 今まで赤ちゃんや小さな子どもと関わった経験（複数回答）

「抱っこした」(63.4%)、「手などを少しさわった」(61.8%)、「おんぶをした」(48.2%)など、スキンシップに関する経験の回答が多くみられます。



### 将来、結婚したいと思うか（単一回答）

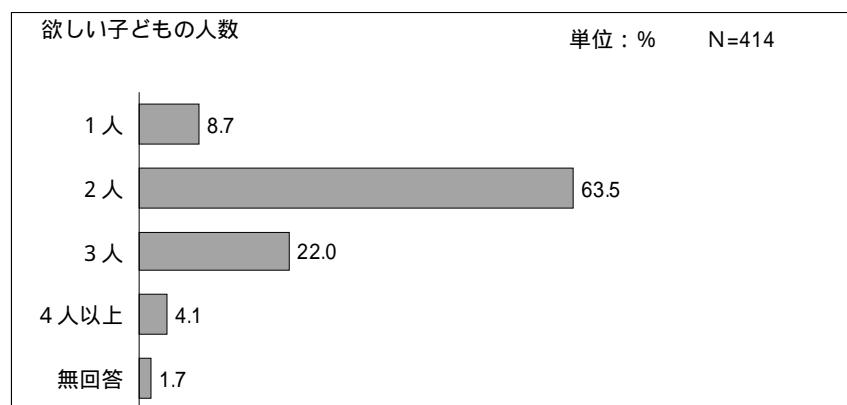
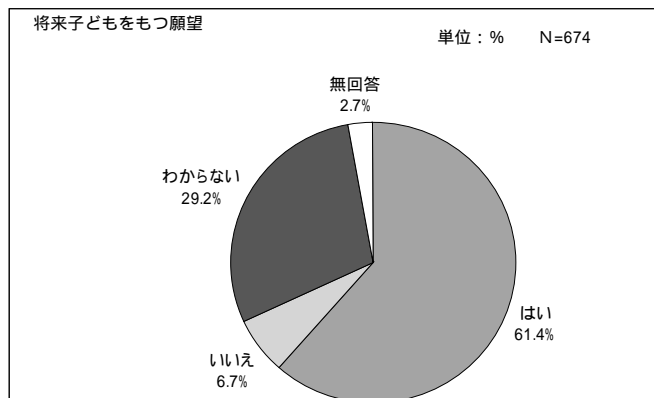
「はい」という回答が55.9%に対し、「いいえ」は7.9%となっています。また「わからない」は35.3%となっています。



## 将来子どもがほしいか（単一回答）

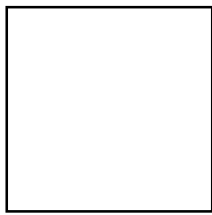
「はい」という人が61.4%、「いいえ」という人が6.7%となっています。「わからない」は29.2%。

また、「はい」と答えた人のうち、子どもは「2人」欲しいという回答が圧倒的多数（63.5%）を占めていました。



### 中学生アンケート調査結果のまとめ

- ・小学校時代は友達と公園などで遊んだり、習い事に行ったりするなどし、中学校入学以降は部活動、塾などに行って放課後や休日を過ごしている中学生が多いことが分かります。
- ・今までに何らかの形で赤ちゃんや小さな子どもと関わったことがあるという中学生が約85%みられます。  
具体的な関わり方としては、「抱っこした」、「手などを少しさわった」、「おんぶをした」などいわゆるスキンシップに関するものが多いことが分かります。
- ・半数強の中学生が、将来結婚したいと考えています。
- ・6割強の中学生が、将来、子どもをもちたいと答えています。また、欲しい子どもの人数では、「2人」という回答が最も多くなっています。



考え方・計画編

# 第1章

## 計画の基本的な考え方



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

「次世代育成支援対策推進法」第3条には、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。」と示されています。

子どもを産み育てることは、社会を維持し次代を創造していく営みであり、その意味において、非常に大切な社会的な営み、ということが言えます。しかしながら「次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果をみても、子育て中の親たちにとって遊び場の不足、子どもを預かってくれる人やサービスの不足、子育て経験者と知り合える機会の不足など多くの課題があることがうかがえ、それらが十分に提供できていないのが本町の現状と言えます。

本計画は、総合計画を最上位として、その下位計画に位置づけられるまちづくり基本計画、環境基本計画、高齢者保健福祉計画および障害者福祉計画等のさまざまな計画と密接に関わりを持ち、それらの計画を総合的に推進することにより、本町が誇れる豊かな自然環境の中で、子どもを産み、育てやすい住環境をつくり出すとともに、本計画の子育て支援施策を推進することで、子どもが健やかに、いきいきと成長していくことを望みます。

そして、行政はもとより住民、地域団体、企業などが協力・連携して、社会全体で積極的に取り組み、支援することにより、子どもをもちたいと考える誰もが安心して子どもを産み、「子育てが楽しい」と感じることができ、何よりも本町のすべての子どもが心豊かに、たくましく成長できるような環境や体制づくりを基本理念とします。

以上の基本理念をひと言で表現する計画の「目標像(キャッチフレーズ)」を、次のようなものとします。

- 目標像 -

子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ





## 2 計画の基本方針

本計画は、一人ひとりの子どもの主体性と人権を大切にし、子どもの最善の利益を尊重し、また町ぐるみで子どもとその親が“育っていく”のを見守り支えていくことを基本的な視点とし、次の3つを基本方針とします。

### **基本方針 : 安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進**

子育ての喜びや楽しみを感じることができるよう、親が安心して子育てできる環境づくりを図っていきます。

子どもが子どもらしく元気にはつらつと成長できる環境づくりを図っていきます。

子どもは、基本的人権を保障された存在であるとの認識に基づき、子どもの人権の擁護を図っていきます。

### **基本方針 : 家庭、地域、行政が連携し子どもを育ていく体制づくりの促進**

子育ては家庭を基本とするとともに、さらに行政・地域の人たち・企業・学校等、町ぐるみで子育てを支援する機能の充実を図っていきます。

子どもの健やかな成長を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携と充実を図っていきます。

子どもの健全な育成が本町の次代を担うという認識に基づき、子どもの個性を生かす教育を図っていきます。

### **基本方針 : 多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実**

町民のライフスタイルの多様性に対応した多様な施策の展開によって、子育て支援の環境づくりを図っていきます。

### 3 計画の基本目標

「基本理念」・「目標像」と「基本方針」を受け、本計画の基本目標は、次の5つとします。

#### 1. 身近な場所で子育て支援を受けられるまちをめざして

子育て家庭が、「身近な」場所で支援を受けることができるよう、保育サービスや子育て支援センターでのサービスの充実を図るとともに、子育てや子育て支援サービスに関する相談や情報提供の体制の充実に努めます。

また、「子育て支援ネットワーク事業」の推進や子育てサークルへの支援を行うなど、子育て支援の「ネットワーク」づくりを進めます。

さらに、子どもたちの放課後や週末等の「居場所」づくりを推進します。

#### 2. 子どもと親にとって安全・安心なまちをめざして

母子保健施策の充実を図るとともに、「食育」の推進や小児医療の充実にも努めていきます。また、道路交通環境の整備や交通安全教育の推進などを図り、道路交通の安全の実現をめざします。

さらに、公共施設、公共交通機関のバリアフリー化や子どもを犯罪等の被害から守るための、ボランティアも含めた活動の推進など、子どもと親が安心して外出できる環境の整備に努めるとともに、子育ての経済的負担の軽減を図ります。

#### 3. 子どもたちが健やかにいきいきと成長できるまちをめざして

子どもたちが健やかに、いきいきと成長していけるように、「子どもを地域社会全体で育てる」という観点から、家庭や地域における「教育力」を総合的に高めることをめざすとともに、幼児教育や子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境の整備を推進していきます。

また、子どもが大人へと成長する過程において大切な思春期対策にも気を配っていきます。

#### 4. 職業生活と子育ての両立をめざして

子育てと仕事の「両立」の推進や、多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直しなどをめざします。

#### 5. 心配りが必要な子どもたちへのきめ細かな取り組みをめざして

一人ひとりの子どもの権利を大切にするとともに、関係機関とのネットワークの整備などの虐待防止対策の充実を図ります。

また、母子父子家庭等の自立支援の推進や障害児施策の充実を図ります。

# 第2章

---

## 行 動 計 画



## 第2章 行動計画

### 【行動計画体系図】

#### 第1節 身近な場所で子育て支援を受けられるまちをめざして

- (1) 地域の子育て支援サービスの充実
  - 保育サービスの充実
  - 地域支援の充実、「育ちの場」の提供
  - 相談機能の充実
  - 子育て情報提供体制の充実
  - 幼稚園・保育園の運営などの総合的・一体的な見直し
- (2) 子育て支援ネットワークづくり
  - 子育て支援ネットワークづくり
- (3) 児童の健全育成
  - 子どもたちの「居場所」づくりの推進
  - 学童保育の推進
  - 主任児童委員・児童委員の活動

#### 第2節 子どもと親にとって安全・安心なまちをめざして

- (1) 親と子どもの健康づくり
  - 子ども・母親の健康の確保
  - 「食育」の推進
  - 小児医療の推進
- (2) 安全に・安心して外出できる環境の整備
  - 安全な道路交通環境の整備
  - 交通安全教育・交通事故防止対策の推進
  - 公共施設、公共交通機関のバリアフリー化
  - 公園等の安全確保
  - 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 経済的負担の軽減
  - 経済的負担の軽減

#### 第3節 子どもたちが健やかにいきいきと成長できるまちをめざして

- (1) 家庭や地域の「教育力」の向上
  - 家庭教育への支援の充実
  - 地域の「教育力」の向上
- (2) 幼児教育の充実
  - 幼児教育についての情報提供
  - 幼稚園における教育、子育て支援の充実
  - 幼稚園、保育園と小学校との連携体制の構築

- ( 3 ) 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境の整備
  - 確かな学力の育成
  - 豊かな心の育成
  - 健やかな体の育成
  - 信頼される学校づくり
  
- ( 4 ) 思春期対策の充実
  - 思春期保健対策の充実
  - 性に関する教育・啓発の推進
  - 引きこもり・不登校等への対応
  - 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
  
- ( 5 ) 次代の親の育成 — 次代の親の育成

#### 第4節 職業生活と子育ての両立をめざして

- ( 1 ) 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し
  - 男性を含めた働き方の見直し
  - 父親の子育て参加の促進
  
- ( 2 ) 仕事と子育ての両立の推進
  - 保育サービスの充実
  - 学童保育の推進
  - ボランティアなどによる子育てサポート体制の検討・研究

#### 第5節 心配りが必要な子どもたちへのきめ細かな取り組みをめざして

- ( 1 ) 子どもの権利の擁護
  - 子どもに関する人権啓発の推進
  - 被害に遭った子どもの支援の推進
  
- ( 2 ) 児童虐待防止対策の充実
  - 虐待の発生予防
  - 虐待の早期発見・早期対応
  
- ( 3 ) ひとり親家庭の自立支援の推進 — ひとり親家庭の自律支援の推進
  
- ( 4 ) 障害児施策の充実
  - 障害の原因となる疾病などの早期発見
  - 障害児施策の充実

# 行動計画の見方

節の名称

項の名称

## 第1節 身近な場所で子育て支援を受けられるまちをめざして

### 1 地域の子育て支援サービスの充実

大磯町の現状と課題を述べています。

#### 【現状と課題】

少子化が急速に進む現在、子どもを安心して育てたいと願う家庭が身近な地域で支援を受けられる体制づくりが求められています。

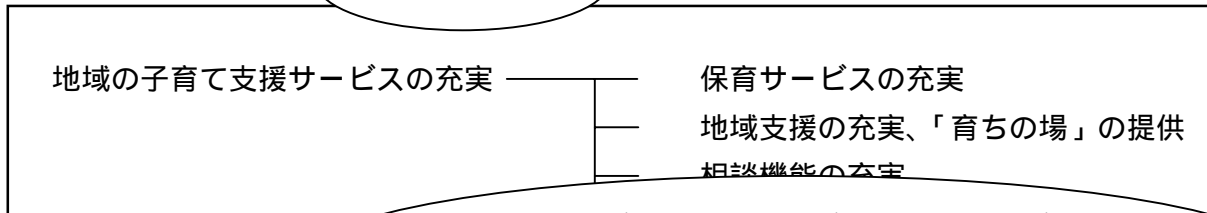
「大磯町次世代育成支援に関するニーズ調査」(23ページ参照)の、自由回答欄に記入された町民からのご意見を要約して掲載しています。

#### <町民の声>

・子どもが小さいころ、雨の日や寒い日は、預けたい場所がなかなか見つかりませんでした。

#### 【施策の体系】

体系図です。



これから5年間(平成17年度~平成21年度)の大磯町の子育て支援施策の考え方です。

#### 【施策の方向】

##### 保育サービスの充実

女性の社会進出や核家族化による保育サービスの不足や、保育時間延長している保育時間を……。

事業を実施するにあたっての、町民、関係団体等の取組みが記載されています。なお、下段は町の所管課が記載されています。

「施策の方向」に基づく、「項」ごとの個別の施策・事業の内容です。

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
保育サービスの充実	拡充	延長保育・延長保育の拡大	・保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を1時間延長し、午後7時までの保育を行います。	町民の参加
				(子育て介護課)

「新規事業」・「拡充される事業」・「継続で実施する事業」の区分です。

事業の内容が記載されています。

「新規事業」・「拡充される事業」のおもなもので、計画期間中の5年間で本町がめざす目標です。

# 第1節 身近な場所で子育て支援を受けられるまちをめざして

## 1 地域の子育て支援サービスの充実

### 【現状と課題】

少子化が急速に進む現在、子どもを安心して育てていくためには、子育て家庭が身近な地域で支援を受けられる体制づくりが重要となります。

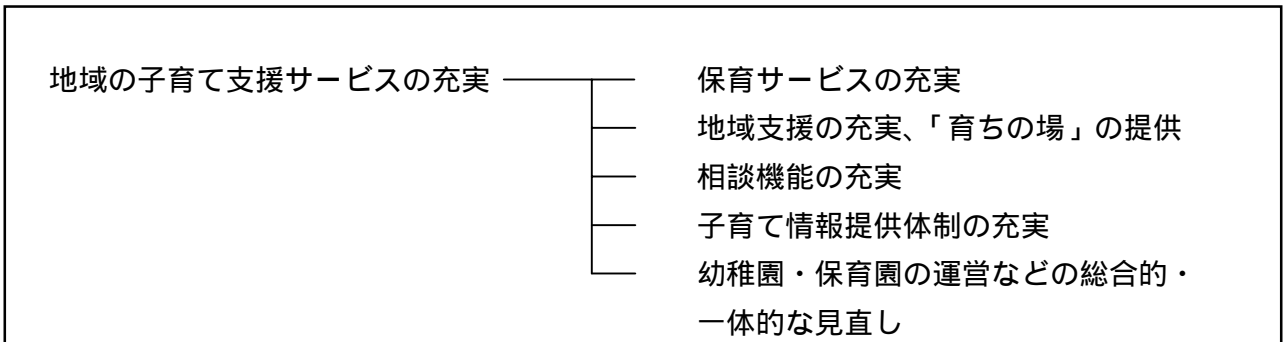
本町には、町立の保育園が2園あり、朝7時から11時間行う通常保育と1時間の延長保育、一時保育および障害児保育の実施など、保育サービスの充実を図ってきましたが、保護者の就労形態の多様化により、休日保育・病後児保育などのサービスの拡充が必要になるとともに、幼稚園においても預かり保育などの実施を検討することも求められます。

また、平成17年度に開設される「子育て支援センター」を中心に、核家族化、都市化の進展に伴う近隣住民同士の交流の希薄化等から起こる子育てに対する負担感や孤独感を軽減するような取り組みを、今後充実させていく必要があります。

### <町民の声>

- ・子どもが小さいころ、雨の日や寒い日に遊びに行ける施設がなかったのでもういぶん困りました。
- ・子どもを遊ばせる場所や施設が少ない。特に屋内で子どもが遊べる所がないように思う。また、子どもを対象とした地域のイベントも少ないと思う。
- ・大磯町は平塚市などに比べて保育サービスが充実していないと思います。
- ・家の中に閉じこもりがちで核家族の母親は、保育ママ等の存在を知らないことも多いと思うので、啓発活動をもっともった方がいいのでは。
- ・子育て支援的な場が少なく、もう少し子育て支援施設に力を入れていただきたいです。
- ・子育て全般の情報をもっと発信してほしい。
- ・急な対応が可能な“子育て110番”があったら、大変助かるのではないのでしょうか？

### 【施策の体系】



### 【施策の方向】

#### 保育サービスの充実

女性の社会進出や核家族化による保育サービスに対するニーズに対応するため、現在1時間延長している保育時間をさらに延長することや大磯保育園で実施している一時保育の

国府保育園での実施をめざすとともに、障害児保育、土曜保育など保育サービスの充実に、今後も努めます。また休日保育、病後児保育および幼稚園における預かり保育の実施について検討します。

#### 地域支援の充実、「育ちの場」の提供

地域において安心して子育てができるよう、支援体制の基盤整備を推進します。

「子育て支援センター」を中心に、乳幼児の子育て中の親子が気軽に集まって子育てに関する情報交換や悩みを分かち合うことができるような「つどいの広場」を設置していくことで、幼児同士が遊ぶ機会の減少に対応する「育ちの場」となるようにし、心身の発達や社会性の獲得の基礎を習得する機会を充実していきます。

#### 相談機能の充実

子育て支援センターを中心に、保健センター、幼稚園、保育園などと連携を図りながら、身近な場所で集いつつ悩みを分かち合うことができるような環境をつくり、子育ての中で生じるさまざまな問題等に対して適切な対応ができるよう、専門的なスタッフによる相談事業を充実していきます。

#### 子育て情報提供体制の充実

「子育てガイドブック」、ホームページを活用しての情報提供を随時見直し、利用者の立場に立って情報を受け取りやすく、またサービスが利用しやすいよう、さらに充実させます。

#### 幼稚園・保育園の運営などの総合的・一体的な見直し

4園ある幼稚園・2園ある保育園の運営などを、総合的・一体的に見直すことで、既存の子育て支援サービスの効率的な充実が図れるよう検討します。また、見直し後の既存施設の有効活用など、新たな子育て支援サービスにつなげる基盤整備などの検討を進めます。

#### < 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
保育サービスの充実	拡充	保育園の運営	<p>・保護者の労働または疾病等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育園での保育を行います。通常保育時間は、7時から18時までです。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;"><b>5年間でめざす取り組み</b></p> <p style="text-align: center;">保育サービスの、さらなる充実をめざします。</p> </div>	—
				(子育て介護課)



	拡充	延長保育・延長保育の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を1時間延長し、午後7時までの保育を行います。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>5年間でめざす取り組み</b></p> <p>保育時間をさらに1時間延長し、午後8時までの保育の実施をめざします。</p> <p>・平成21年度：措置人数10人、設置数2か所</p> </div>	<p style="text-align: center;">_____</p> <p>(子育て介護課)</p>
	拡充	一時保育の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>専業主婦が育児疲れや急病の場合などに、保育所において一時的な保育を行います。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>5年間でめざす取り組み</b></p> <p>国府保育園での一時保育の実施をめざします。</p> <p>・平成21年度：措置人数20人、設置数2か所</p> </div>	<p style="text-align: center;">_____</p> <p>(子育て介護課)</p>
	新規	幼稚園における預かり保育の実施の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園教育プロジェクトにおいて、地域の実態や保護者の希望に応じて、教育時間(1日4時間)の前後に行う、預かり保育の実施を検討します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>5年間でめざす取り組み</b></p> <p>幼稚園での預かり保育の実施をめざします。</p> <p>・平成21年度：措置人数40人、設置数2か所</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の参加</li> </ul> <p>(学校教育課)</p>
	新規	保育対象年齢の引き下げ・休日保育・病後児保育実施の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育対象年齢を3ヵ月児への引き下げの検討を行います。</li> <li>保育園での休日における保育実施の検討を行います。</li> <li>病後時における保育実施の検討を行います。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>5年間でめざす取り組み</b></p> <p>休日保育の実施をめざします。</p> <p>・平成21年度：措置人数35人、設置数2か所</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の参加</li> </ul> <p>(子育て介護課)</p>
<p>保育サービスの充実に関するおもな事業</p> <p>・管外保育事業・第三者委員会・家庭保育福祉員</p>				
地域支援の充実、「育ちの場」の提供	新規	子育て支援センター等における「つどいの広場」の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児の子育て中の親子が気軽に集まって子育てに関する情報を交換したり、悩みを分かち合ったりすることができる子育て支援センターにおいて「つどいの広場」を開設します。</li> <li>親子で気軽に楽しく過ごしてもらおう場所として、保健センターを開放します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>5年間でめざす取り組み</b></p> <p>子育て支援センターにおいて「つどいの広場」を開設するとともに、新たに1か所の「つどいの広場」の設置をめざします。</p> <p>・平成21年度：設置数2か所</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の協力(ボランティア)</li> <li>関係団体の協力</li> </ul> <p>(子育て介護課)</p>

	継続	保育園開放保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人たちに保育園がどのようなところか知ってもらい、園児も地域の子どもや、地域の人たちとふれあって育つことをめざしています。近隣未就学児に園内が開放され、自由に遊ぶことができ、保護者同士が交流したり、保育士から育児のアドバイスを受けたりすることもできます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民との連携 (地域・保護者)</li> </ul> (子育て介護課)
	拡充	子育て(保育)ボランティアの活動・拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において子育て支援の活動を行い、町で子育て中の親を対象とした事業を実施する場合に幼児の保育等を行う、子育て支援のボランティアを奨励し、活動の担い手の育成を推進します。</li> </ul> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;"><b>5年間でめざす取り組み</b> 子育てボランティアに対する育成講座を、年1回開催します。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民への支援 (ボランティア)</li> </ul> (子育て介護課)
	新規	ファミリー・サポート・センターなどを含めたサポート体制の検討・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリー・サポート・センター、21世紀職業財団により認定された、保育サポーターとの連携及びホームヘルパーの活用などを含めた中で、保育所への送迎、一時的な預かり等育児についてサポートをする体制の検討・研究を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の参加</li> <li>・関係団体の協力</li> </ul> (子育て介護課)
地域支援の充実、「育ちの場」の提供に関するおもな事業 ・幼稚園施設開放・体験入園・子育て短期支援事業(ショートステイ)の検討				
相談機能の充実	新規	子育て支援センターにおける相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育て支援センター」に専門の相談員を常駐させることにより、子育ての中で生じるさまざまな問題などに対して適切な対応を行います。</li> </ul> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;"><b>5年間でめざす取り組み</b> 子育て支援センターに専門の相談員を2名配置し、常時相談を行います。 ・平成21年度：設置数1か所</p> </div>	_____  (子育て介護課)
	新規	24時間対応する育児相談体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日・夜間において、急病、けがの対処方法及び育児相談などを電話、インターネット等で気軽に行えるような体制づくりを検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の参加</li> </ul> (子育て介護課)
	継続	保健センターにおける相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児について、保健師による健康相談・育児相談を行います。</li> </ul>	  (子育て介護課)
子育て情報提供体制の充実	継続	広報紙等の積極活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の広報紙やパンフレットなどを積極的に活用し、子育て中の親と子にさまざまな情報を提供します。</li> </ul>	  (子育て介護課)
	拡充	インターネットホームページによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町ホームページの、「子育て支援ページ」を充実させることで、利用者が子育て支援サービスを利用しやすくなるように努めます。</li> </ul>	  (子育て介護課)
	拡充	子育てガイドブックの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育てガイドブック」の作成により、子育て支援情報が集約され、情報が受け取りやすくなるよう、充実します。</li> </ul>	  (子育て介護課)
幼稚園・保育園の運営などの総合的・一体的な見直し	新規	幼稚園・保育園の一元化の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園と保育園を一元化することにより、子育てサービスの総合的かつ効率的な運営を図ることが可能であるかを検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の参加</li> </ul> (子育て介護課) (学校教育課)
	新規	幼稚園・保育園の民営化の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公設民営化することにより、子育てサービスの総合的かつ効率的な運営を図ることが可能であるかを検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の参加</li> </ul> (子育て介護課) (学校教育課)
	新規	幼稚園の統廃合の検討、施設の新たな活用の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園を統廃合することにより、子育てサービスの総合的かつ効率的な充実を図ることが可能であるかを検討します。</li> <li>・統廃合により、使用可能となった施設の、新たな子育てサービスの拠点としての基盤整備を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の参加</li> </ul> (子育て介護課) (学校教育課)

## 2 子育て支援ネットワークづくり

### 【現状と課題】

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを社会全体で支えていくためには、まず地域コミュニティにおいてサポートしていく仕組みづくりが重要となります。現在、子育て支援に関係する事業についても、児童委員<sup>\*</sup>、子育て（保育）ボランティアなどの多大な協力を得て運営されており、また、それぞれの団体の自主的活動も盛んになっています。

「次世代育成」の環境を整備するためには、児童委員、子育て（保育）ボランティアおよび関連団体など、地域のさまざまな資源を活かすとともに、行政間の連携をさらに強化することにより、子育て支援の「ネットワークづくり」を進めていく必要があります。

<町民の声>・地区会館などでボランティアによる企画（折り紙教室、手芸など）が行われると、世代間につながりもでき、犯罪防止にもつながるのではないのでしょうか。  
・サークルなど、子どもや大人が使える地区会館が増えるといい。

### 【施策の体系】

子育て支援ネットワークづくり ————— 子育て支援ネットワークづくり

### 【施策の方向】

子育て支援ネットワークづくり

これから子育て支援を行うためには、地域における住民の協力が不可欠です。そのため、地域活動を奨励し、さまざまなボランティアグループやNPO法人の育成を進めていきます。また、子育て支援センター<sup>\*</sup>を活用し、子育てサークルなど関連団体の協力を得ながら、子育て中の親子の交流の促進を図っていきます。

### <個別の施策・事業>

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
子育て支援ネットワークづくり	拡充	子育てサークルへの支援	・子育て支援センターを活用し、子育てサークルへの支援を推進します。 <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>5年間でめざす取り組み</b>                      子育て支援センターにおいて、子育てサークルの支援を常時行います。                 </div>	—————  (子育て介護課)
	新規	子育てサークルの活動場所の提供	・地域会館や公共施設を子育てサークルに開放し、子育て支援センターと連携した事業を展開します。 <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>5年間でめざす取り組み</b>                      岩田記念室内競技場や、地域会館などを子育てサークルの活動場所として開放します。                 </div>	・関係団体との連携  (子育て介護課)

	拡充	保育分野関係者連絡会議の定期的開催	・福祉関係者、教育関係者、保育園職員、民生委員・児童委員、子育て関連団体などで構成する連絡会議を、定期的に開催していきます。	・関係行政機関との連携 ・関係団体との連携  (子育て介護課)
	子育て支援ネットワークづくりに関するおもな事業 ・「にこにこクラブ」事業・子育てサークルの活動			

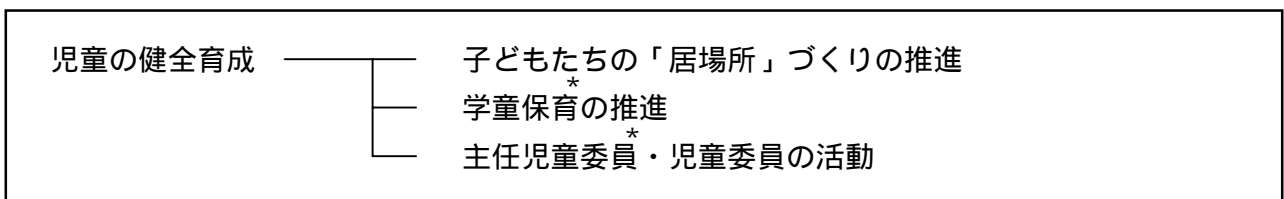
### 3 児童の健全育成

#### 【現状と課題】

子どもが成長していく中で、学校の枠を超えた交流や学年・世代を超えた交流は、社会性の獲得への土台となる重要な体験となります。本町には、児童が気軽に集まれる場所がなく、学童保育所なども活動しにくい状況にあります。児童が成長する過程において、気軽に集まれる場は重要であり、放課後に児童が集まる場所を含め、既存の公共施設を活用した中で、その確保を検討する必要があります。また各地域に地区会館があり、その施設を活用することで、地域主体の児童健全育成を検討する必要があります。

- <町民の声> ・児童期に入ってから遊べる場所が少ないです。
- ・雨の日など外で遊べないときに、乳幼児から小学生、中学生など子どもたちが自由に遊べる施設があるといい。
  - ・子どもを遊ばせる場所や施設が少ない。特に屋内で子どもが遊べる所がないように思う。また、子どもを対象とした地域のイベントも少ないと思う。
  - ・現在の学童保育は幼稚園の一室を借りているのですが、学童数が増えて狭くなってきています。それなのに町のほうとしてなかなか対応が進んでいないことに疑問を感じます。
  - ・単発でも学童保育を利用できると良いと思う。月(年)単位でお願いするほどではないが、用事の時など子どもをひとりで留守番させることがあり、困っている。
  - ・地区会館などでボランティアによる企画(折り紙教室、手芸など)が行われると、世代間につながりもでき、犯罪防止にもつながるのではないのでしょうか。

#### 【施策の体系】



#### 【施策の方向】

子どもたちの「居場所」づくりの推進

学童期、思春期の、学校の枠を超えたさまざまな経験や人間関係の広がり、子どもが

ら大人へと成長するにあたり非常に重要となります。公共施設や地区会館において、ボランティアの指導による、休日や放課後等の子どもたちの「居場所」の提供を検討し、私たちのまちにふさわしい子どもの健全育成を推進します。

### 学童保育の推進

少子化や核家族化が進み、生活環境が変化する中、放課後の児童が集まる場所はますます少なくなっており、施設開放等による集まる場所の確保を学童保育所を含めた中で検討するとともに、現在開設している学童保育所を支援します。

### 主任児童委員・児童委員の活動

主任児童委員・児童委員が、地域において、児童の健全育成や児童虐待の防止の取り組み等子どもと子育て家庭への支援を、地域住民と一体となって進めます。

#### < 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
子どもたちの「居場所」づくりの推進	新規	地区会館等を活用した集会活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区会館等を利用し、生涯学習ボランティア・子育て（保育）ボランティアの指導による集会活動・高齢者などとの世代間交流活動を推進します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>5年間でめざす取り組み</b></p> <p>地区会館を活用した、休日や放課後等の児童の集まる場所を確保し、ボランティアによる集会活動等の実施をめざします。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民への支援（ボランティア・地域）</li> </ul> <p style="text-align: right;">(子育て介護課) (生涯学習課)</p>
学童保育の推進	拡充	学童保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の放課後、家庭では子どもの保育ができない場合に利用できる制度であり、原則として小学校3年生までが対象ですが、小学校6年生までの保育を行っています。保護者によって運営している学童保育所が2か所あります。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>5年間でめざす取り組み</b></p> <p>既存施設を活用した、恒久的な活動場所の確保をめざします。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体との連携</li> </ul> <p style="text-align: right;">(子育て介護課)</p>
主任児童委員・児童委員の活動	継続	主任児童委員・児童委員の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>2名の主任児童委員と48名の児童委員によりさまざまな支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体への支援</li> </ul> <p style="text-align: right;">(子育て介護課) (福祉課)</p>

## 第2節 子どもと親にとって安全・安心なまちをめざして

### 1 親と子どもの健康づくり

#### 【現状と課題】

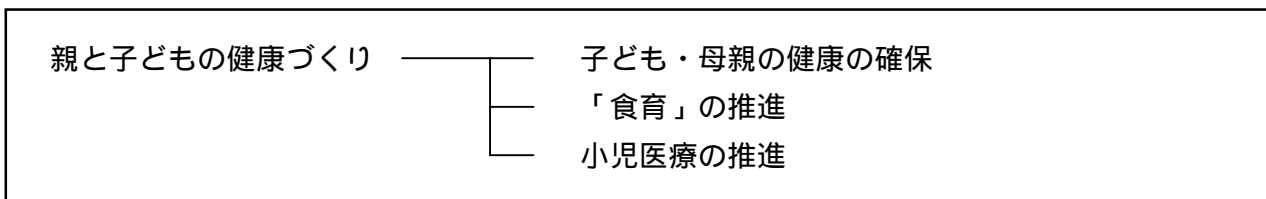
子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、「母子保健」の充実が不可欠です。本町では、平成14年度に母子保健計画『おいそまち子どもプラン』を改定し、乳幼児の健康診査や健康相談など母子保健の推進を図っています。

また、妊娠中はさまざまな要因により精神的に不安定になったり、出産後は子育てによる肉体的・精神的負担から孤独感を感じたりすることがあります。これらの不安や心配を和らげ、また子どもの健康に関する必要な知識を普及していくためにも、各種相談事業を充実させることが重要になるとともに、保健、医療、福祉、教育の各分野間で連携を取りながら、母子保健施策等を充実させる必要があります。

さらに、子育て支援の拠点の一つである保健センターの機能を堅持し、母子保健事業の推進に必要な保健師、栄養士等の人材の確保を図ることが重要となります。

<町民の声> ・一人目の子どもが生まれて1か月後に保健師の方が家に来てくださり、とても心強くありがたかったことを今でも覚えています。  
・歯科検診などの集団検診の待ち時間が長すぎ、大人は待てるが幼児、乳児を待たせるのにはひと苦労。少人数にしてほしい。  
・町にはいろいろなスクールや健診がありますが、バスの時間が合わないとかかり待ち、子どもが小さい時や雨の時は本当に困ります。

#### 【施策の体系】



#### 【施策の方向】

##### 子ども・母親の健康の確保

妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等を充実させます。また、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健康診査の場を活用して親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を進めます。さらに、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要になるため、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行います。

## 「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健、教育分野をはじめとするさまざまな分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた「食」に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みも進めていきます。また、母性の健康の確保を図るため、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした「食」に関する学習の機会や情報提供も進めます。

## 小児医療の推進

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、体制の確保・充実に取り組めます。さらに救急医療については、近隣の医療機関との連携をよりいっそう強化し、万が一の場合においても安心できるような体制づくりに取り組んでいきます。

### < 個別施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
子ども・母親の 健康の確保	継続	マタニティスク ール	・夫婦で出産を楽しみにしつつ「親になること」のイメージを広げていけるよう、また妊娠をきっかけに家族の健康を見直し、家庭が健康づくりの基盤であることを実感できるように、妊婦とその家族を対象に教室を開催します。	—————  (子育て介護課)
	拡充	新生児訪問指導	・初めての赤ちゃんを出産した人を助産師が訪問し、赤ちゃんの発育・発達状況、母親の産後の健康管理や育児について保健指導を行います。第2子以降の人へも希望があれば訪問します。  ↓ <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">5年間でめざす取り組み</div> 第2子以降の訪問指導の充実をめざします。	—————  (子育て介護課)
	継続	乳幼児健康診査	・乳幼児の発育・発達を確認するとともに、育児不安の解消や育児支援も含めて子どもと保護者が心身ともに健康に生活することをめざします。 ・4か月児健康診査、8～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科相談、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査を実施します。	・町民の協力 (ボランティア)  (子育て介護課)
	継続	乳幼児精密健康 診査	・各健康診査の結果、疾病や障害が疑われ、精密検査が必要とされた場合に、精密検査受診券を発行します。	(子育て介護課)
	継続	健診事後フォロ ー教室	・1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で子どものことば、行動、生活習慣、社会性、親子関係などで相談のあった保護者と子どもに対して、遊びを通してより良い親子関係が築けるように支援します。	(子育て介護課)
	新規	24時間対応する 育児相談体制の 検討(再掲)	・休日・夜間において、急病、けがの対処方法および育児相談などを電話、インターネット等で気軽に行えるような体制づくりを検討します。	・町民の参加  (子育て介護課)
	子ども・母親の健康の確保に関するおもな事業 ・妊娠届・母子健康手帳の交付時の指導・妊婦健康診査・個別心理相談 1歳までの赤ちゃん和妈妈のおしゃべりルーム(育児相談)			

「食育」の推進	継続	離乳食づくり教室	・離乳各期の食事を実際に作り、味わって学びます。	・関係団体の協力 (子育て介護課)
	継続	食生活改善推進団体事業	・食生活改善推進団体「ママの会」が子どもの「食」に関する自主活動を行います。	・関係団体への支援 (子育て介護課)
	継続	3歳児健診時の「手作りおやつを試食」	・子どもの成長や健康を考えた手作りおやつの紹介と試食会を、食生活改善推進団体が健診の待ち時間を利用して行います。	・関係団体の協力 (子育て介護課)
小児医療の推進	継続	小児医療の推進	・小児医療の確保・充実に取り組みます。また近隣の医療機関との連携の強化を図り、救急医療についても安心できる体制づくりを推進します。	・関係機関との連携 (子育て介護課)

## 2 安全に・安心して外出できる環境の整備

### 【現状と課題】

子どもたちが健やかに育っていくためには、子どもや子ども連れの親が安心して外出・活動できるような、交通安全対策およびゆとりのある生活空間が必要となり、そのようなまちづくりを考えなくてはなりません。本町は、国道1号線が東西に横断し、1日約2万台の交通量があり、休日の午後など渋滞も頻繁に発生しています。また、歩道幅の狭い道路も多く存在します。そのような状況を考えると、交通事故発生件数は比較的少ないと思われませんが、今後も警察など関係機関・関係団体と一体となって協力し合いながら、子どもたちを交通事故から守り、安全を確保するとともに交通安全対策に係るさまざまな事業を進めることにより、自分たちの住むまちを安全にすることというのを常に意識づけ、それを実践していく必要があります。また、妊産婦をはじめ高齢者、障害のある人まで、すべての人が安心して外出できるよう、公共施設はバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めてきましたが、今後もさらに推進する必要があります。

子どもは成長とともに好奇心が旺盛になり、その行動範囲も拡大していくことから、事故や犯罪に遭う危険性が高くなります。本町は、首都圏にありながら、周辺市街地よりは犯罪が少ないと考えられますが、身近に危険はあり、子どもたちを犯罪から守るためにも、防犯活動を充実することが重要です。行政や学校の先生だけではなく、さまざまな人の目が行き届くまちづくりをめざす必要があります。

<町民の声>・通学路の危険な場所などは早くなおしていただきたい。

・近くに公園がありません。歩いて公園に行くには道路を渡らなくてはならず車の通行量も多く、心配です。

・ある地域では、登下校時に合わせて高齢者にボランティアで散歩をしてもらうなど、積極的に取り組んでいます。よそで行っている良い方法や独自の方法で、もっと子育て支援をしていく必要があると思います。

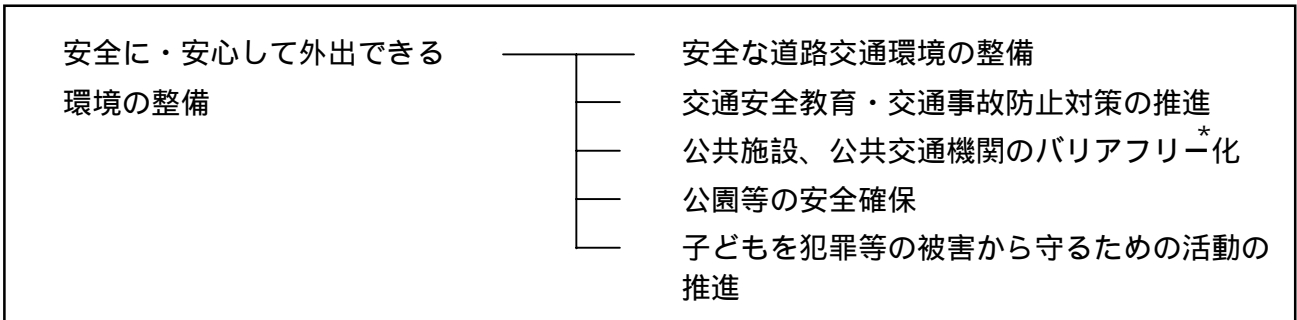
・下校時間帯に警察のパトロールを強化して児童の安全が守られるようにしてほしい。

・大磯町は子育て中の親や小さな子どもたちに対して町の人全体の視線があたたかい。ただ、道路や駅は子連れだと不便なことが多いです。

・公園にある遊具が傷んでいる所があるように思えます。安心していられる場所として、定期的な点検等がどこの公園でも今以上に必要なのではないかと。



## 【施策の体系】



## 【施策の方向】

### 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、交通バリアフリー法に基づく幅の広い歩道の整備や生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。

### 交通安全教育・交通事故防止対策の推進

子ども、子育てを行う親等を対象とする参加・体験・実践型の交通安全教育を、国の指針に基づいて段階的・体系的に行うとともに、本町の実情に即した交通安全教育を推進するため、地域における民間の指導者等の育成に努めます。また、子どもの交通事故の防止や安全確保の対策を推進していきます。

### 公共施設、公共交通機関のバリアフリー化

妊産婦や乳幼児連れの人等、すべての人が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進していきます。

### 公園等の安全確保

子どもとその親にとって安心できる環境の整備を図るため、死角のない公園をめざすとともに、公園遊具などの点検・整備および通学路などへの照明の確保を推進します。

### 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るために、関係機関との連携の強化を進め、ボランティアなどによる防犯活動を推進していきます。また、防犯研修会等を開催し、防犯に関する知識の普及・啓発活動を行って、犯罪の抑止・撲滅をめざします。

## < 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
安全な道路交 通環境の整備	継続	ストップマーク 表示事業	・ 停止線や止まれなどの規制ができない箇所について ストップマークを表示します。 幼稚園交通安全クラブが通園路の危険箇所に表示。 小学校の通学路点検等で判明した危険箇所に表示。	・ 関係団体の 協力  (地域協働課)
		安全な道路交通環境の整備に関するおもな事業 ・ 道路反射鏡(カーブミラー)の整備		

交通安全教育・交通事故防止対策の推進	継続	児童・園児交通安全教育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園交通安全クラブが実施する安全教育の中でビデオ上映を実施します。</li> <li>小学生とその親を対象とした自転車乗り方教室を開催します。</li> <li>子ども会、交通安全クラブ等が実施する交通安全教室に対して、交通安全協会や交通安全対策協議会との連携を図り支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体の協力</li> <li>関係団体との連携</li> </ul> (地域協働課)
	継続	児童・園児事故防止事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新入園児に対して、「安全帽子」(黄色い帽子)を配布します。</li> <li>新入学児に対して、交通安全ランドセルカバーを配布します。</li> </ul>	(地域協働課)
	交通安全教育・交通事故防止対策の推進に関するおもな事業 ・チャイルドシートの普及・貸出			
公共施設、公共交通機関のバリアフリー化	拡充	公共施設・公共交通機関のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>5年間でめざす取り組み</b>  大駅にエレベーター・エスカレーターを設置します。 </div>	    (企画室)
公園等の安全確保	拡充	通学路や公園などの照明の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路や公園などに、防犯灯を整備します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>5年間でめざす取り組み</b>  町内に、150本の防犯灯の設置をめざします。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民との連携(地域)</li> </ul> (地域協働課) (都市整備課)
	継続	公園遊具の安全性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園遊具の定期点検を実施し、安全性を確保します。</li> </ul>	(都市整備課)
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	拡充	犯罪等に関する情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供を推進します。</li> </ul>	(地域協働課)
	拡充	情報交換の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を充実します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携</li> <li>関係団体との連携</li> </ul> (地域協働課)
	拡充	防犯パトロール活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校付近・通学路・公園等において、PTA等学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携してのパトロール活動を推進します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>5年間でめざす取り組み</b>  各地区に15団体の防犯ボランティアの設置をめざします。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民との連携(ボランティア)</li> <li>関係行政機関との連携</li> <li>関係団体との連携</li> </ul> (地域協働課)
	拡充	防犯講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習を実施します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <b>5年間でめざす取り組み</b>  学校等において、年間8回の防犯講習会の開催をめざします。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体への支援</li> </ul> (地域協働課) (学校教育課) (子育て介護課)
継続	防犯ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもSOS」等の防犯ボランティア活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民への支援(ボランティア)</li> </ul> (生涯学習課)	

### 3 経済的負担の軽減

#### 【現状と課題】

子育てをしていく上で、医療にかかる費用、教育にかかる費用など経済的な負担が大きなものとなっています。本町では、国の制度である「児童手当」、「児童扶養手当」などの給付を行うとともに、平成 16 年度に、小児医療費の通院にかかる保険診療自己負担分の助成対象を、小学校就学前まで引き上げ子育て中の家庭の経済負担の軽減に努めました。今後も、助成等の対象となる子育て中の町民の意見を取り入れながら、国の制度の動向を見きわめつつ随時見直しを図っていく必要があります。

<町民の声>・フランスなどでは出産、育児に関し、何十種もの公的補助を出し、出生率が上がっていると聞いている。誰でも 2 人くらいの子どもを育てられるような公的補助の拡充をお願いいたします。

・子育てにお金がかかりすぎて、出生率が少なくなっていると思う。医療費補助をもっと長くしてほしい。

#### 【施策の体系】

経済的負担の軽減 ————— 経済的負担の軽減

#### 【施策の方向】

経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、各種手当や助成を実施します。

#### <個別の施策・事業>

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
経済的負担の 軽減	継続	児童手当支給事業	・家庭における生活の安定と次代の社会をにやう児童の健全な育成、資質の向上を目的として、児童を養育している人に手当を支給します。	(子育て介護課)
	継続	児童扶養手当支給事業	・18 歳未満(中度以上の障害がある場合は 20 歳未満)の児童を扶養している母子家庭の母、母の代わりに児童を養育している人に手当を支給します。	(子育て介護課)
	継続	特別児童扶養手当支給事業	・障害のある 20 歳未満の児童を扶養している人に手当を支給します。	(子育て介護課)
	継続	ひとり親家庭助成金支給事業	・毎年 4 月 1 日現在で本町に 6 か月以上居住している配偶者のいない 18 歳未満の子どもを養育している家庭に、助成金を支給します。	(子育て介護課)
	継続	小児医療費助成事業	・子どもの通院における保険適用分医療費を、所得制限を設けた中で小学校就学前まで助成します。 ・子どもの入院における保険適用分医療費を、所得制限を設けた中で中学校卒業まで助成します。	(子育て介護課)
	継続	ひとり親家庭等医療費助成事業	・母子・父子家庭の母または父と児童(18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日までの児童)が病院などの受診時に支払う健康保険の自己負担額を公費で助成します。	(子育て介護課)

### 第3節 子どもたちが健やかにいきいきと成長できるまちをめざして

#### 1 家庭や地域の「教育力」の向上

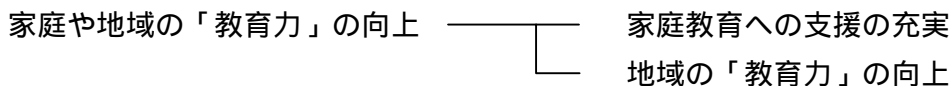
##### 【現状と課題】

子どもたちの生活は、学校生活だけでなく家庭や地域社会での生活すべてから成り立っています。核家族化が進んで地域との関わりも少なくなり、子どもの生活形態の変化による人間関係の希薄化などに伴う家庭の「教育力」の低下が懸念されています。

本町では、「小中学校PTAによる家庭教育学級」、「サロンドカルチャー」や生涯学習館で開催する「ファミリー教室」など、家庭の教育力を向上させる事業を実施していますが、子どもの成長に応じて子どもと親と一緒に学んだり、必要な情報や機会を適切に得たりできるような場を整備し、相談体制を充実する必要があります。また、家庭教育を補完するものとして、「子どもを地域社会全体で育てる」という観点から学校、家庭、地域社会が連携して共同体験やサークル活動を行い、地域の「教育力」を総合的に高めていくことが必要となります。

<町民の声>・勉強以外の「人間を強く育てる」教育の場、環境を積極的に取り入れていただきたい。地域に飛び出しているいろいろな方と接し、さまざまな体験をする中で人間の幅を広げられる機会をつくってください。

##### 【施策の体系】



##### 【施策の方向】

###### 家庭教育への支援の充実

家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成するうえで重要な役割を果たすものであり、図書館・生涯学習館等の社会教育施設をはじめ、小中学校の保護者の活動や乳幼児健診、就学時健診等、多くの親が集まるあらゆる機会を活用して、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うよう努めます。

また、子育て経験者や保育士有資格者等の「子育て（保育）ボランティア」を養成・配置することにより、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備を図ります。

###### 地域の「教育力」の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら主体的に判断、行動してよりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」をはぐくんでいけるよう、地域住民、青少年指導員、体育指導

委員や関係機関の協力によって、地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動および学習活動の機会の充実、世代間交流の推進、学校施設の地域開放、子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備等を図り、地域の「教育力」を向上させます。

< 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
家庭教育への 支援の充実	拡充	ファミリー教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児および小学生の子どもをもつ父親・母親およびその家庭を対象としたセミナーで、子育て中の学習を通じ、親としての家庭教育のあり方を学びます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;"><b>5年間でめざす取り組み</b></p> <p style="text-align: center;">ファミリー教室の内容の見直しを行い、内容の充実を図ります。</p> </div>	<p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>
	継続	親子あそびとおはなし会	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士によるあそびなどを通して、親子のふれあいや他の親子との交流を深めたり、絵本にふれたりできる機会を提供し、図書館利用を促進します。</li> <li>年8回、2歳児歯科相談日にあわせて開催します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: right;">(図書館)</p>
	家庭教育への支援の充実に関するおもな事業 ・サロンカルチャー・子育て(保育)ボランティアの活動・拡充(再掲)			
地域の「教育 力」の向上	継続	図書館におけるおはなし会	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙芝居、絵本の読み聞かせ、お話などを職員とボランティアが行い、読書や図書館利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の協力(ボランティア)</li> </ul> <p style="text-align: right;">(図書館)</p>
	拡充	世代間交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの老人会の活動の中で、保育園・幼稚園・小学校・子ども会などと交流します。</li> <li>公募によりまたは老人会に呼びかけて保育園に高齢者を招き、折り紙、塗り絵、外遊びなどを行って園児とともに過ごし、世代間の交流を図ります。年8回程度実施。</li> <li>幼稚園児が定期的にデイサービスにきている高齢者を年10回程度訪問し、交流します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;"><b>5年間でめざす取り組み</b></p> <p style="text-align: center;">世代交流センターを活用した新たな事業を検討し、世代間交流が図れる事業を週1回、実施します。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民への支援</li> <li>関係団体の協力</li> </ul> <p style="text-align: right;">(子育て介護課) (学校教育課) (生涯学習課)</p>
	継続	大磯町スポーツ少年団への助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちのスポーツ活動を支援する『大磯町スポーツ少年団』に補助金を出して、団の維持および活動を助成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体への支援</li> </ul> <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>
	継続	子ども会活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内にある子ども会を中心に、年間を通して夏のラジオ体操、野球大会、文化祭、スポーツ活動に積極的に参加してもらうとともに、指導者、リーダー養成を中心とした研修会の開催等の活動を展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体への支援</li> </ul> <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>
	継続	国際交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>姉妹都市であるアメリカのデイトン市、ラシン市に高校生を派遣、または受け入れを行い、交流を行うとともに国際意識の高揚を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民との連携</li> </ul> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>
	地域の「教育力」の向上に関するおもな事業 ・青少年指導員の活動・体育協会活動・体育指導委員の活動 ・地域会館等を活用した集会活動(再掲)			

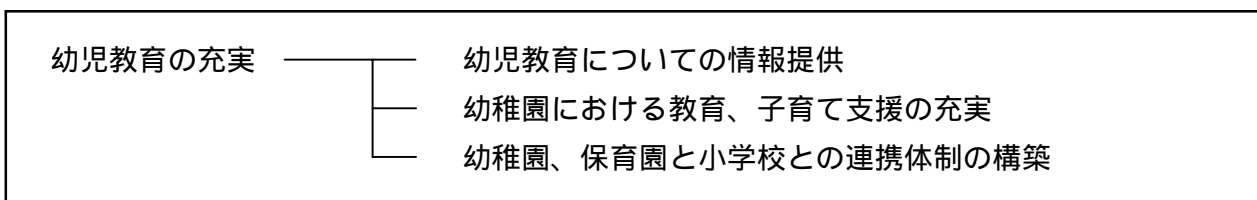
## 2 幼児教育の充実

### 【現状と課題】

就学前の幼児期の子どもたちにとって、幼稚園での日ごろの生活は、重要な意味を持つものです。本町には、町立の幼稚園が4園あり、幼児の心身の発達および地域の実態に即した特色ある教育課程を編成しており、また平成15年度から「3歳児保育」を実施したこと等により幼児教育の場として充実してきていますが、預かり保育の実施や民営化、幼稚園と保育園の一体化など新たな事業や制度の検討も必要になってきています。

<町民の声>・公立幼稚園の1クラスの人数を最高でも25~30人にしてください。私立に行かせる人のほとんどがクラス人数の違いで決めているらしいことを聞きます。  
・仕事をしていても子どもを預けることができる幼稚園保育の充実(を望む)。

### 【施策の体系】



### 【施策の方向】

#### 幼児教育についての情報提供

幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方についての保護者や地域住民等の理解を促進します。

#### 幼稚園における教育、子育て支援の充実

幼稚園における幼児教育については、内容などの見直しを随時行い、幼児の心身の発達および地域の実態に即した特色ある教育課程を編成し、幼児一人ひとりの可能性が拓かれるよう、きめ細かな指導を充実させます。また預かり保育の導入など、新たな事業や制度の検討を行います。

#### 幼稚園、保育園と小学校との連携体制の構築

幼稚園での教育や保育園での保育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、小学校の行事に園児や保護者が参加する場をつくったり、保育者と小学校の教員による研究の場をつくったりするなど、幼稚園、保育園と小学校との連携の体制を構築します。



## < 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
幼児教育についての情報提供	拡充	幼児教育における情報提供および保護者・地域との連携	・発表会や遠足等の日常教育活動での保護者の協力、交通安全指導における地域住民の協力等、情報を提供するとともに保護者や地域住民との連携を図ります。	・町民の協力 (地域・保護者) ・町民との連携  (学校教育課)
幼稚園における教育、子育て支援の充実	継続	幼稚園運営	・幼稚園4園により、3歳～就学前までの幼児を対象に幼児教育を行います。	(学校教育課)
	継続	3歳児保育	・生活支援員を配置し、3年間を見通した指導体制により、幼児期の心と体のバランスのとれた成長を促進します。	(学校教育課)
	継続	私立幼稚園就園世帯への支援	・私立幼稚園に通っている園児の保護者にかかる負担を軽減するため、保護者の住民税の課税状況に応じて、幼稚園を通じて就園補助金を支給します。	(学校教育課)
	新規	幼稚園における預かり保育の実施の検討(再掲)	・幼稚園教育プロジェクトにおいて、地域の実態や保護者の希望に応じて、教育時間(1日4時間)の前後に行う、「預かり保育」の実施を検討します。 	・町民の参加  (学校教育課)
幼稚園における教育、子育て支援の充実に関するおもな事業 ・幼稚園施設開放・体験入園(再掲)				
幼稚園、保育園と小学校との連携体制の構築	拡充	幼稚園と小学校の連携、幼稚園教諭と保育園保育士の交流	・幼稚園、小学校の行事や総合学習等を通して子どもたちの交流を推進します。また職員間では、授業参観や懇談会を開催することで連携を推進します。 ・幼稚園教諭2名と保育園保育士2名を交流させることにより、連携を推進します。	・関係行政機関との連携  (学校教育課)

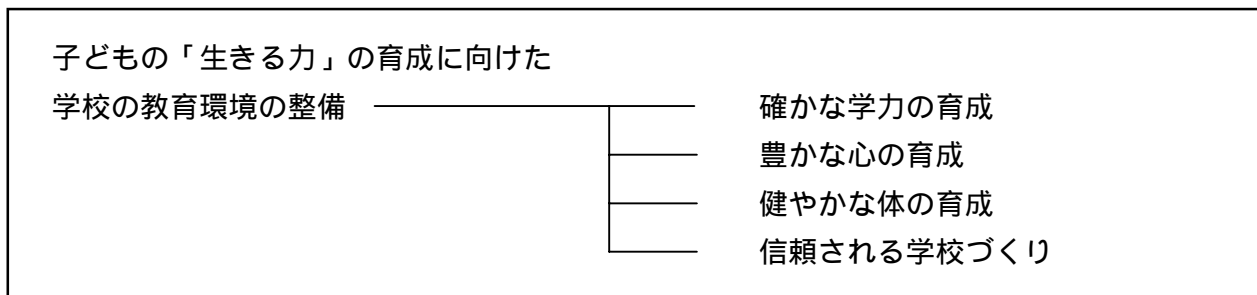
## 3 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境の整備

### 【現状と課題】

本町には、小中学校がそれぞれ2校ずつと、平成15年度に開校した国府小・中学校の生沢分校の、計5つの小中学校があります。小学校においては以前からオープン教室の設置などのユニークな取り組みを行ってきましたが、小中学校とも地域の生涯学習活動への対応や放課後児童への対応など、「開かれた学校」への転換を図っていくとともに、学校週5日制のもと“ゆとり”の中で各学校の特色を活かした指導を行い、次代にない手である子どもたちが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるように、学校の教育環境の整備に努める必要があります。

< 町民の声 > ・自然・物・人...子どもが自分の周りにあるすべてのものを大切に思う気持ちを育て、また、そのような環境をつくっていくことが大人の役割と考えます。  
 ・学校教育の充実が大切。1に内容の充実：読み書き、そろばん。特に作文の教育は質が落ちていて不十分、社会に出て困る。2に教員数の充実、増強。  
 ・高齢者との交流を図り、知恵や伝統を伝えていく教育が必要と思います。小・中・高の科目に、そういうものを加えてはどうでしょうか。

## 【施策の体系】



## 【施策の方向】

### 確かな学力の育成

子どもたちが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるなどして、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができる環境を実現します。

### 豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもたちの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の取り組みを充実させます。

また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、専門的な相談体制の強化、学校・家庭・地域および関係機関とのネットワークづくりを図ります。

### 健やかな体の育成

子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲および能力を育成するため、体育の授業を充実させるとともに、運動部活動についても地域指導者の活用などにより充実、改善を図るなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

また、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進します。

### 信頼される学校づくり

学校評議員制度等により、地域や家庭と学校との連携を図る等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

また、子どもたちに安全で豊かな学校環境を提供するため、学校施設の整備を適切に行っていきます。

あわせて、子どもたちが安心して教育を受けることができるように、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、学校における安全管理についての取り組みを継続的に行います。



< 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係機関等 との関わり (所管課)
確かな学力の 育成	拡充	教育研究所事業	・教育研究所事業として、特別研究や学校・研究部・個人グループが行うさまざまな研究を支援し、教育研究の充実を図ります。	(学校教育課)
	継続	指導と評価の工夫、改善	・創意工夫した教育課程を編成するとともに、基礎的、基本的な学習内容の確実な定着を図ることができるよう工夫、改善を図ります。	(学校教育課)
豊かな心の育 成	継続	道徳教育	・道徳の時間により道徳的価値を自覚させます。また全教育活動を通して道徳的実践力を育成します。	(学校教育課)
	継続	教育相談事業	・子どもが抱えている心の悩み、不安、ストレスなどの軽減および解決を図るため、スクールカウンセラーや心の教室相談員による相談の充実や校内教育相談体制の整備を図ります。	(学校教育課)
	継続	適応指導教室運営事業	・不登校児童、生徒およびその保護者が抱える悩みなどの軽減を図るため「適応指導教室」を運営します。	(学校教育課)
	継続	平和学習事業	・小学校において、原爆体験談などの講話を実施することで平和に関する意識の高揚を図ります。	(総務課)
健やかな体の 育成	継続	子どもたちの体力向上の推進	・子どもたちが外遊びに親しめる環境づくりを進め、体力増進を図るための研究に取り組みます。	(学校教育課)
	拡充	部活動の充実	・中学校において、地域指導者の活用により、部活動の充実を図ります。  ↓ <b>5年間でめざす取り組み</b> 地域指導者の活用を図ります。	・町民の協力 (ボランティア)  (学校教育課)
	拡充	健康教育の推進	・学校、幼稚園において、定期健康診断を実施するとともに、歯の健康教育、喫煙飲酒防止教育、薬物乱用防止教育、エイズ教育、食に関する指導等を推進します。	(学校教育課)
信頼される学 校づくり	拡充	学校評価	・学校評議員等による外部からの意見を受け、次年度の教育計画に生かします。	(学校教育課)
	拡充	学校施設の整備	・安全で快適な学校生活、教育が営まれるよう、施設、設備の維持管理を行うとともに、総合計画に基づいた計画的な整備を行います。  ↓ <b>5年間でめざす取り組み</b> ・大磯中学校校舎耐震改修工事を実施します。 ・新耐震基準以前の幼稚園・学校施設については、耐震診断などの耐震対策を図ります。	(学校教育課)
	拡充	学校における安全体制の整備と充実	・教職員の防犯安全講習会を実施し、子どもたちの安全確保を図ります。 ・学校、保護者、地域が連携して、登下校を含めた学校内外の安全保持に努めます。	・町民との連携 (地域・保護者)  (学校教育課)



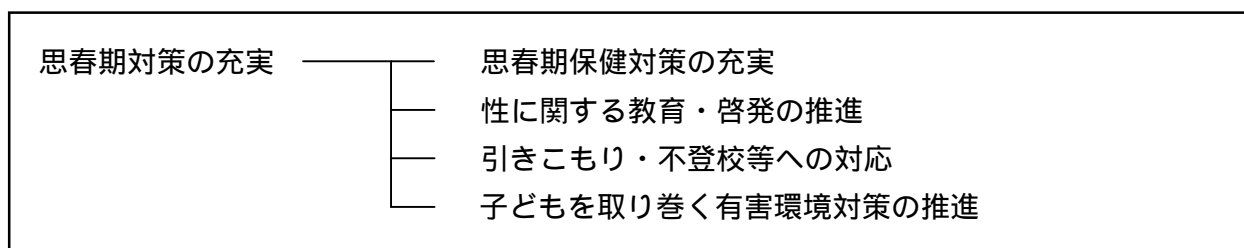
## 4 思春期対策の充実

### 【現状と課題】

思春期は、子どもが大人へと成長する大切な過程ですが、小学校高学年から中学生にかけては、思春期前期に当たり、心も身体も大きく変化し、それに伴ってさまざまな悩みや不安を抱く時期です。性や性感染症予防に関する正しい知識の普及は、学校教育の中で取り上げられていますが、これらの思春期対策を効果的に推進していくためには、保健・医療・福祉・教育などの思春期の子どもたちを取り巻く関係者、特に母子保健と学校教育の連携強化を図ることが必要です。

<町民の声>・青少年の犯罪の増加、未成年の喫煙、飲酒など多くの問題があることについて、自分の子どもの成長が不安になる時があります。防止対策などをどのようにすべきか、また考えているか教えてほしい。

### 【施策の体系】



### 【施策の方向】

#### 思春期保健対策の充実

10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に関する専門家の確保や地域における相談体制の充実等を推進します。

#### 性に関する教育・啓発の推進

性の逸脱行動の問題点等についての教育・啓発を推進します。

#### 引きこもり・不登校等への対応

心の悩み、不安、ストレス等から不登校や引きこもりを起こす子どもの対応について、学校、適応指導教室、児童相談所および各種相談機関等が連携し、学校や社会への復帰に向けて支援、協力する体制の整備を図ります。

#### 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

町内の一般書店やコンビニエンスストア等に対して、性や暴力等に関する過激な情報を掲載した雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を未成年者に販売しないよう、協力を働きかけていきます。

## < 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係機関等 との関わり (所管課)
思春期保健対 策の充実	継続	性・性感染症予防 に関する正しい 知識の普及	・小中学校では、性や性感染症について、保健の指導 等により正しい知識の定着を図ります。	(学校教育課)
	継続	喫煙や薬物等 に関する教育	・小中学校において、講師等を招いて飲酒、喫煙、薬 物乱用防止教育に取り組みます。	(学校教育課)
	継続	教育相談事業の 充実	・スクールカウンセラーや心の教室相談員による相談 の充実や、校内教育相談体制の整備を図ります。	(学校教育課)
性に関する教 育・啓発の推進	継続	性教育の指導	・児童、生徒の発達段階に即して指導計画を作成し、 性教育の指導を実施します。	(学校教育課)
引きこもり・不 登校等への対応	継続	支援体制の整備	・スクールカウンセラー、心の教室相談員、訪問相談 員等が連携し、子どもへの相談・支援を行います。	(学校教育課)
子どもを取り 巻く有害環境対 策の推進	継続	町内店舗への協 力要請	・町内店舗において、有害書籍などを販売しないよう 協力を求めます。 ・主要道の路側帯での有害書籍の販売をしないよう協 力を求めます。	・町民への支援  (生涯学習課)

## 5 次代の親の育成

### 【現状と課題】

児童、生徒が発達段階に応じ、子育ての意義や親の役割、男女が共同して家庭を築くことの重要性等について理解を深める「子育て理解教育」を実施することが求められており、現在、学校においては、保育体験学習など児童・生徒の発達段階等に応じて、教育課程全体の中に位置づけています。これからも乳幼児とふれあう機会を広げる取り組み等を推進し、育児関連の講座の開設や、乳幼児期の子どもの成長に関する正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなどの学習機会の提供を推進する必要があります。

### 【施策の体系】

次代の親の育成 ————— 次代の親の育成

### 【施策の方向】

次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことおよび子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進します。また、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女がその希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。

特に児童、生徒が、子どもを産み育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解することができるようにするため、保育園、幼稚園、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

< 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係機関等 との関わり (所管課)
次代の親の育 成	新規	教育・広報・啓発 の推進	・町広報紙やホームページにより啓発・普及を行います。	(子育て介護課)
	継続	「総合的な学習 の時間」等を活用 してのふれあ い・育児体験	・「子育て理解教育」として、小中学生の保育園や幼稚園における保育体験学習を推進します。	(学校教育課)
	継続	男女平等教育	・教科、特別活動、総合的な学習等を通して、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がその個性と能力を發揮できるような教育を推進します。	(学校教育課) (生涯学習課)

## 第4節 職業生活と子育ての両立をめざして

### 1 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し

#### 【現状と課題】

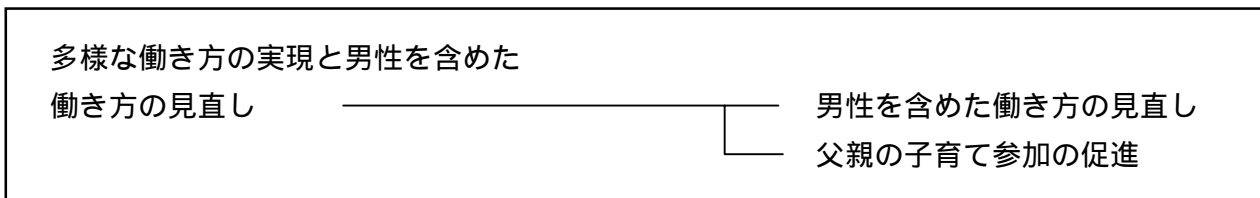
男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスをとれるような多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要になっていきます。本町には、大きな企業が多数あるというわけではありませんが、事業主に対して「ノー残業デー」の設定や年次有給休暇の積極的な取得を認めるよう意識啓発を図るなど、側面からの働きかけが必要になります。また、育児に参加する男性の意識も同時に啓発していく必要があります。今後も男性の働き方や子育てのあり方についての研修会などを実施する必要があります。

このため、労働者、事業主、町民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等につき、国や県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進することが重要となります。

<町民の声>・子どもが小学校に上がる前には残業をしてはいけない、という制度が欲しい(休日出勤もなし)

・子どもや家族のために、残業を減らしたり有休を取ったりすることが、自然に受け入れられるような社会になったらいいと思います。

#### 【施策の体系】



#### 【施策の方向】

##### 男性を含めた働き方の見直し

町内の事業所において、それぞれに設定された育児休業取得率の目標が達成できるよう、事業主に対して働きかけを推進します。また、男女共同参画を考慮しながらこの制度の趣旨と目的を理解してもらうよう啓発に努めます。

##### 父親の子育て参加の促進

父親が子育てに目を向け、家庭内における子育ての役割分担について自覚し、家族全員で協力しながら子どもを産み育てていくよう、意識啓発を推進します。

< 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係機関等 との関わり (所管課)
男性を含めた働き方の見直し	新規	男女ともが育児休業を取得しやすい環境づくりの町内事業所への啓発	・町内事業所に、従業員が育児休業を取得できるよう働きかけます。	・関係機関との連携  (子育て介護課)
	継続	男女共同参画事業	・男女共同参画を啓発する研修会などを実施します。  ↓ <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">5年間でめざす取り組み 男女共同参画プランを策定します。</div>	・町民の参加  (地域協働課)
父親の子育て参加の促進	新規	父親の子育て参加の促進	・父親が子育てについて積極的に参加できるような意識啓発を、ファミリー教室や研修会などを通じ実施します。	(子育て介護課) (生涯学習課)

## 2 仕事と子育ての両立の推進

### 【現状と課題】

社会経済状況の変化および女性の社会進出が盛んになったこと等により、両親共に働く家庭が増え、親が働いている間子どもたちを預ける場の拡充が求められています。本町には町立の保育園・学童保育所などがありますが、定員や保育時間など利用者の希望をかなえられないケースもまれに見受けられ、子育てをしていく中での大きな不安の一つになっています。

保育園等における保育サービスおよび放課後児童健全育成事業（学童保育<sup>\*</sup>）の充実を図ることは、仕事と子育ての両立を推進するために重要になります。

< 町民の声 > ・子どもたちが小さい頃は夜間帯の保育対応が整えられず仕事を選ぶのにネックになっていた。子育てを人任せにするつもりは無いが、フルタイム（残業や夜勤も含め）で働く親を持つ子どもの保育に対応しうる施設や時間帯の設定が望まれる。

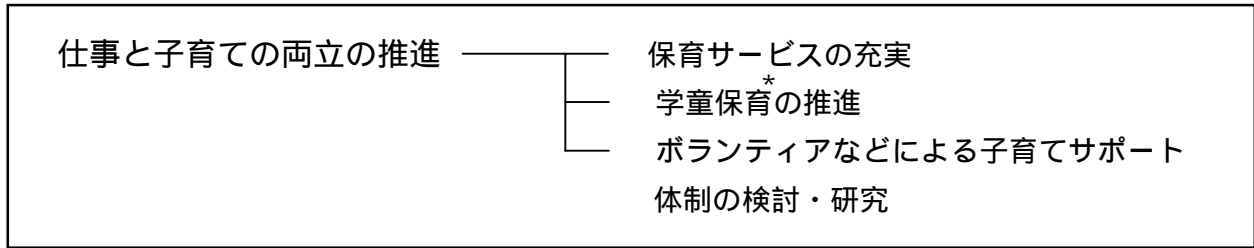
・現在の学童保育は幼稚園の一室を借りているのですが、学童数が増えて狭くなってきています。それなのに町の方としてなかなか対応が進んでいないことに疑問を感じます。

・単発でも学童保育を利用できると良いと思う。月（年）単位でお願いするほどではないが、用事の時など子どもをひとりで留守番させることがあり、困っている。

・フルタイムで1年間仕事をしてきましたが、保育園の預かり時間がままならず退職しました。フルタイムで働くためには早朝から深夜までとはいかないものの、せめて夜10時ごろまでなどの保育園が必要です。

・ファミリー・サポート・センターのような組織が設置されるといいと思います。

## 【施策の体系】



## 【施策の方向】

### 保育サービスの充実

女性の社会進出や核家族化による保育サービスに対するニーズに対応するため、現在1<sup>\*</sup>時間延長している保育時間をさらに延長することや、大磯保育園で実施している一時保育の国府保育園での実施をめざすとともに、障害児保育<sup>\*</sup>、土曜保育など保育サービスの充実<sup>\*</sup>に、今後も努めます。また休日保育、病後児保育および幼稚園における預かり保育の実施につき検討します。

### 学童保育の推進

少子化や核家族化が進み、生活環境が変化する中、放課後の児童が集まる場所はますます少なくなっており、施設開放等による集まる場所の確保を学童保育所を含めた中で検討するとともに、現在開設している学童保育所を支援します。

### ボランティアなどによる子育てサポート体制の検討・研究

子育ての手助けが必要な人に対して地域の中で支え合えるよう、ボランティア、ファミリー・サポート・センター<sup>\*</sup>、21世紀職業財団により認定された保育サポーターとの連携およびホームヘルパーの活用などを含めた体制の検討・研究を進めます。

## < 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
保育サービスの 充実	拡充	保育園の運営 (再掲)	<p>・保護者の労働または疾病等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育園での保育を行います。通常保育時間は、7時から18時までです。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;"><b>5年間でめざす取り組み</b></p> <p style="text-align: center;">保育サービスの、さらなる充実をめざします。</p> </div>	—
		保育サービスの充実に関するおもな事業（すべて再掲） <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育の拡大・管外保育・一時保育の拡大・幼稚園における預かり保育実施<sup>*</sup>の検討</li> <li>・保育対象年齢引き下げ、休日保育、病後児保育実施の検討・家庭保育福祉員</li> </ul>		

<p>学童保育の推進</p>	<p>拡充</p>	<p>学童保育所 (再掲)</p>	<p>・学校の放課後、家庭では子どもの保育ができない場合に利用できる制度であり、原則として小学校3年生までが対象ですが、小学校6年生までの保育を行っています。保護者によって運営している学童保育所が2か所あります。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>5年間でめざす取り組み</b></p> <p>既存施設を活用した、恒久的な活動場所の確保をめざします。</p> </div>	<p>・関係団体との連携</p> <p>(子育て介護課)</p>
<p>ボランティアなどによる子育てサポート体制の検討・研究</p>	<p>新規</p>	<p>ファミリー・サポート・センターなどを含めたサポート体制の検討・研究(再掲)</p>	<p>・ファミリー・サポート・センター、21世紀職業財団により認定された、保育サポーターとの連携およびホームヘルパーの活用などを含めた中で、保育所への送迎、一時的な預かり等育児についてサポートを行う体制の検討・研究を進めます。</p>	<p>・町民の参加 ・関係団体の協力</p> <p>(子育て介護課)</p>





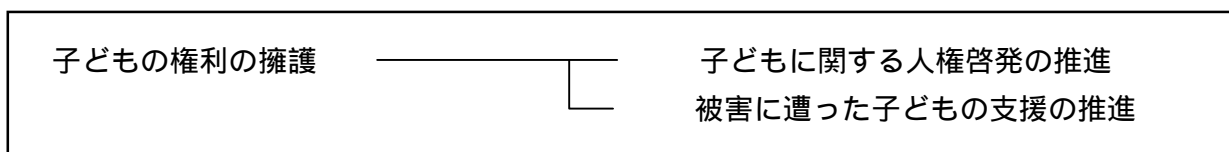
## 第5節 心配りが必要な子どもたちへのきめ細かな取り組みをめざして

### 1 子どもの権利の擁護

#### 【現状と課題】

少年犯罪の低年齢化、保護者等による児童虐待や子ども同士のいじめ、また交通事故等において、子どもたちがそれらの被害者、加害者になることにより、人間としての権利が阻害されることが多くなっています。その中で子どもたちは、心的外傷（トラウマ<sup>\*</sup>）を受け、不眠、不安、パニックなどを起こし、混乱したり、孤独感に襲われたりする被害を受けています。本町では、人権啓発の講演会等を毎年開催、街頭キャンペーン等人権意識高揚の啓発事業の実施、小中学校での人権教育を進めていますが、これからも町民に対して子どもの人権に関する啓発を、積極的に進めることが重要になります。また、被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減して、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施する必要があります。

#### 【施策の体系】



#### 【施策の方向】

##### 子どもに関する人権啓発の推進

子どもたちの人権の擁護を推進するための講演会、研修会等を開催します。また啓発活動の充実を図り、人権啓発、児童虐待が起こらない意識啓発を行います。

##### 被害に遭った子どもの支援の推進

被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減して、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を充実させます。

#### < 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
子どもに関する人権啓発の推進	継続	人権講演会・研修会	・人権週間期間中に人権啓発講演会を開催します。 ・人権意識高揚のための研修会を開催します。	・町民の参加  (福祉課)
	継続	人権啓発活動	・街頭キャンペーン等で啓発活動を行います。	・関係団体の協力  (福祉課)

	継続	人権教育	・小中学校において、人権教育を実施します。	(学校教育課)
被害に遭った子どもの支援の推進	新規	専門のスタッフによるカウンセリング	・被害に遭った子どもに対して、専門の職員によるカウンセリングを実施します。	・関係機関との連携  (子育て介護課)

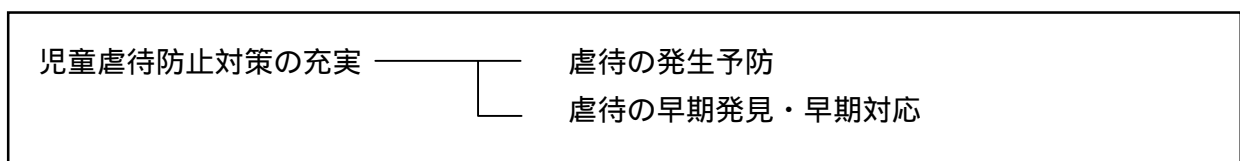
## 2 児童虐待防止対策の充実

### 【現状と課題】

児童虐待の背景は多岐にわたることから、虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目の無い総合的な支援策を講ずるとともに、福祉関係者のみならず医療、保健、教育、警察等、地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠となります。最近の児童虐待のケースは複雑になり、ニュースでも数多く取り上げられています。そのケースに対応するため平成16年に児童虐待防止法が改正され、虐待の定義がより広くなり、通告義務も拡大されました。また同時期に改正された児童福祉法により、児童虐待などに関する相談などの一義的業務が県より事業移管されることになり、本町においても相談体制の整備が急務となっています。町民にとって最も身近な「町」の子育て支援ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で非常に有効であり、充実が不可欠となります。

また、母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備等、総合的な親と子の「心の健康づくり」対策の推進をめざすことが必要です。

### 【施策の体系】



### 【施策の方向】

#### 虐待の発生予防

日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業や日常診療等の強化、養育者の孤立を防ぐための専門的な支援サービスの充実に努めます。

#### 虐待の早期発見・早期対応

虐待の早期発見・早期対応のため、児童相談所、小学校、幼稚園および保育園などと連携を密接に図り、地域において虐待を早期発見しやすい環境を整備し、地域で見守るようなしくみをつくる必要があります。また、平成15年1月に二宮町と共同で設置した「子育て支援ネットワーク」を、さらに充実させ(仮称)「要保護児童対策地域協議会」を設置し

ます。

< 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
虐待の発生予防	継続	健診事後フォロー教室(再掲)	・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査で子どもの言葉・行動・生活習慣・社会性・親子関係などで相談があった保護者と子どもに対して、遊びを通してよい親子関係が築けるよう支援します。	————— (子育て介護課)
	虐待の発生予防に関するおもな事業 ・個別心理相談(再掲)			
虐待の早期発見・早期対応	拡充	子育て支援ネットワーク事業	・二宮町と共同で(仮称)「要保護児童対策地域協議会」を設置し、家庭および地域社会において子どもが健やかに成長し、発達できるよう、育児不安を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、児童虐待の防止、早期発見・早期対応ができる体制の構築を推進します。	・関係機関との連携 ・関係団体との連携 (子育て介護課)
	新規	虐待防止マニュアルの作成	・(仮称)要保護児童対策地域協議会において、虐待防止マニュアルを作成します。  <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             5年間でめざす取り組み              虐待防止マニュアルを作成します。           </div>	(子育て介護課)
虐待の早期発見・早期対応に関するおもな事業 ・主任児童委員・児童委員の活動(再掲)				

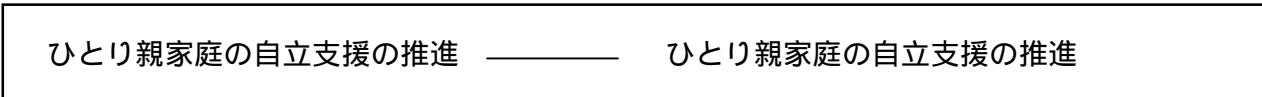
### 3 ひとり親家庭の自立支援の推進

#### 【現状と課題】

離婚の増加等によってひとり親家庭が急増している中で、それらの家庭の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法(平成15年法律第126号)の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置く必要があります。本町においてもひとり親家庭は年々増加しており、「ひとり親家庭等医療費助成」についても助成金額が年々増加する傾向にあります。子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策について、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

< 町民の声 > ・母子家庭の支援が、住宅などについて行われていないので、積極的に取り組んでほしい。児童扶養手当も減額になるなか、両親のいる子どもに比べて、教育をきちんとさせてあげられるのか不安でいっぱいです。

#### 【施策の体系】



## 【施策の方向】

### ひとり親家庭の自立支援の推進

子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業および保育園の入園に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業所に対する協力の要請に努めます。

また、ひとり親家庭に対する相談体制の充実や、施策・取り組みに関する情報提供に努めます。

#### < 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
ひとり親家庭 の自立支援の推 進	継続	ひとり親家庭助 成金支給事業 (再掲)	・毎年4月1日現在で本町に6か月以上居住している配偶者のいない18歳未満の子どもを養育している家庭に、助成金を支給します。	_____ (子育て介護課)
	継続	ひとり親家庭等 医療費助成事業 (再掲)	・母子、父子家庭の母または父と児童(18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童)が病気などの受診時に支払う健康保険の自己負担額を公費で助成します。	_____ (子育て介護課)
	新規	子育て短期支援 事業	・保護者が病気になった場合などに一時的に児童を短期間(7日間程度)預かる「ショートステイ」の実施について、受け入れ先の児童養護施設等の開拓に努めます。	_____ (子育て介護課)
	継続	保育園の入園に 際しての配慮	・保育園入園において、優先的に入園することができます。また、保育料算定の際、軽減を実施します。	_____ (子育て介護課)
	拡充	相談体制・情報提 供の充実	・ひとり親家庭に対する相談を行い、各種サービス等について情報提供を行います。	_____ (子育て介護課)

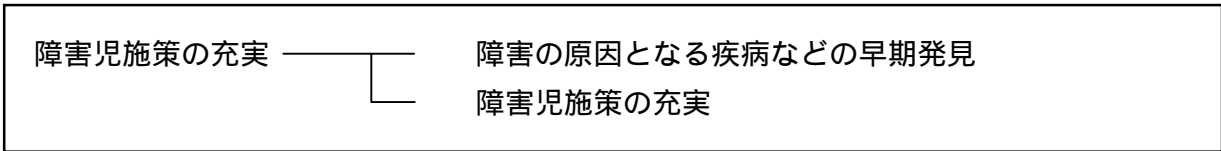
## 4 障害児施策の充実

### 【現状と課題】

障害のある子どもへのサポートにあたっては、障害のある・なしに関わらず、分け隔てることなく普通の生活を送れるような環境の整備を進めていかなければなりません。また、その過程においては、障害のある子どもが地域でいきいきと生活できるよう、成長できるような配慮が必要です。

本町においては、知的障害者の援護業務が県から事業移管され、平成15年度から「支援費制度」が開始されたことに対応して、3障害(身体障害・知的障害・精神障害)の総合的支援センターとして『横溝千鶴子記念障害福祉センター』を開設しました。今後もこの施設を中心に支援体制の整備を図っていく必要があります。また、本計画の策定と同時期に『大磯町障害者福祉計画』が策定されることになっており、この計画と連携を取りながら、障害の原因となる疾病や事故の予防、早期発見の推進を図るため、妊婦および乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが大切です。

## 【施策の体系】



## 【施策の方向】

### 障害の原因となる疾病などの早期発見

妊婦健康診査や乳幼児健康診査の充実により、障害の早期発見に努めるとともに、障害のある子どもおよび発達に問題があると思われる子どもに対しては、関係機関の連携により、最善の方策を考えていきます。

### 障害児施策の充実

障害のある子どもが住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、保健・福祉・教育の関係者の連携を図り、障害者総合相談窓口の設置により相談体制を充実させるとともに、子育て自主グループの育成・支援の推進による生活環境、障害児教育などの学習環境を整備します。また、社会・経済的支援を推進していきます。

## < 個別の施策・事業 >

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等 との関わり (所管課)
障害の原因となる疾病などの早期発見	継続	健診事後フォロー教室(再掲)	・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査で子どもの言葉・行動・生活習慣・社会性・親子関係などで相談があった保護者と子どもに対して、遊びを通してよい親子関係が築けるように支援します。	—— (子育て介護課)
	拡充	新生児訪問指導(再掲)	・初めての赤ちゃんを出産した人を助産師が訪問し、赤ちゃんの発育・発達状況、母親の産後の健康管理や育児について保健指導を行います。第2子以降の人へも希望があれば訪問します。  ↓ <b>5年間でめざす取り組み</b> 第2子以降の訪問指導の充実をめざします。	(子育て介護課)
	障害の原因となる疾病などの早期発見に関するおもな事業 ・個別心理相談(再掲)・妊婦健康診査(再掲)			
障害児施策の充実	拡充	相談支援体制の充実	・障害児に関する全般的な生活相談を実施します。その他、児童相談所等と連携して、障害児の療育相談に応じます。  ↓ <b>5年間でめざす取り組み</b> 専門職員を配置します。	・関係行政機関との連携  (福祉課)
	継続	障害児を対象とした巡回リハビリテーション事業	・県立総合療育相談センター主催によりセンターの医師、理学療法士等が出張し、障害児の機能回復・相談にあたります。	・関係機関との連携  (福祉課)

	継続 障害者支援費制度事業の円滑な実施	・障害児の在宅サービス（ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイサービス）の推進を図ります。	_____ (福祉課)
障害児施策の充実に関するおもな事業 ・タクシー券助成事業・障害者医療費助成事業・心身障害者福祉年金・補装具、日常生活用具給付 ・身体障害者福祉車両購入費助成事業			

# 第3章

## 計画の推進



## 第3章 計画の推進 - 計画の推進・フォロー体制

### 1 適切な役割分担による計画の推進

本計画を実効性のあるものとして推進するため、町民をはじめ、関係する機関等が適切に役割分担しながら、それぞれ取り組みを進めていきます。

#### すべての町民の参画

「町民一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いを尊重し理解し合うよう努める」ことを出発点にして、広報活動の充実や子育て、ボランティアなどに関する学習の機会の拡充などにより、すべての町民の参画を促進します。

#### 情報提供等の充実

さまざまな子育て支援サービスなどの情報を利用者がいつでも簡単に入手できるよう、インターネットなども活用しての情報伝達手段の整備を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

#### 保健・医療・福祉の連携

次世代を健やかに育てるために、母子保健・医療・児童福祉などの連携はますます重要になっています。このため、保健・医療・福祉分野の連携をさらに強化し、サービスの総合的・効果的な提供に努めます。また町単独ではなく広域的に取り組んでいった方がよいことについては、周辺市町や県などとの連携を図ります。

#### 地域の連携

子どもたちの育成や子育て家庭の要望に適切に対応していくため、町と社会福祉協議会や関係機関・団体などとの連携を強化し、ネットワークづくりに努めます。さらに、利用者にとって選択の幅の広い効果的な子育て支援サービスを実現するため、民間の事業者などにも働きかけを行っていきます。

#### 民間企業との連携

子育て家庭を効果的に支援していくことができるよう、関係機関とも連携を図りながら、事業所内託児施設の設置や従業員の子育て休業取得の奨励などを推進するよう働きかけを行っていきます。

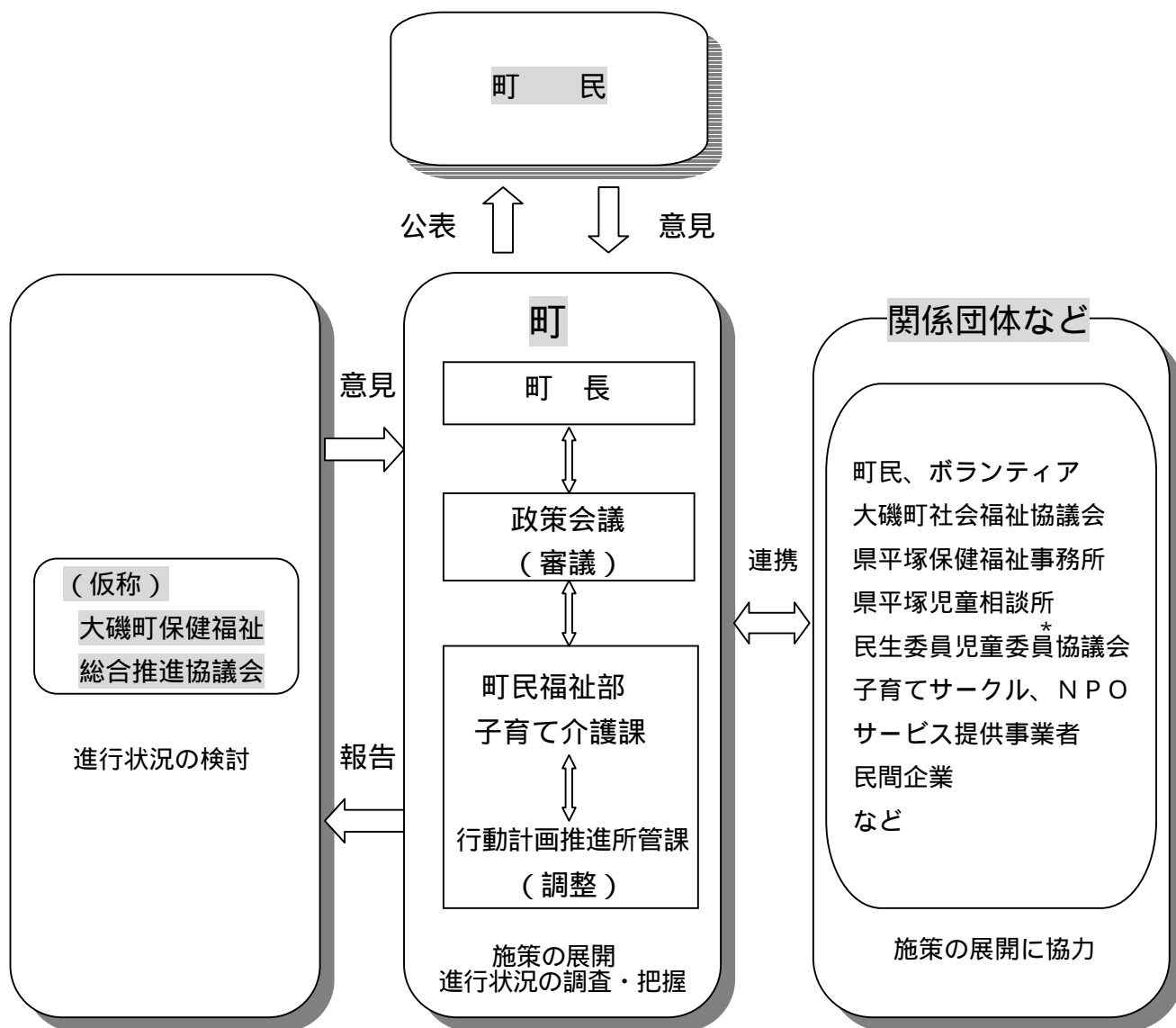


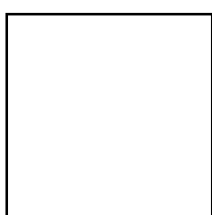
## 2 計画の進行管理・フォロー

本計画を実効性のあるものとして推進するために、計画の進捗状況を毎年確認・評価し、町広報紙やホームページ等を通じて、町民に定期的に公表していきます。

また、平成 17 年度中に「(仮称)大磯町保健福祉総合推進協議会」を設置し、町が行う行動計画の進行・管理について、意見をいただくこととしています。

[計画の進行管理・フォロー]





付属資料編

## 資料1 ニーズ量の報告

ニーズ量とは、「大磯町次世代育成支援地域行動計画」の策定にあたって、「就学前児童」および「就学児童」の保護者の方を対象に行ったアンケート調査結果から、児童などの人口推計を考慮し、5年後の保育事業等のサービスを必要とする人数等を算出したものです。目標事業量を国・県に報告する必要がある事業のうち、実施を予定している以下の事業について設定しており、行動計画における目標値の基礎となる数値です。

### (1) 通常保育（公立保育園分。「夜間保育」を含む。）

#### 【現在の状況】

現在、保育園2園の定員はそれぞれ90人で合計180人ですが、入園人数は186人となっています。定員数を超える入園希望者があった場合は、臨時保育士を雇用し、極力待機することなく入園できるように努めています。

#### 【ニーズ量の算出】

共働き世帯の増加や経済情勢の影響により、入園希望者の増加傾向は今後も進むと思われ、ニーズ調査の結果からみても保育園の必要性が認められます。

ニーズ量が現在の状況と同数値になっていますが、これは本町の児童数の減少（児童の年齢ごとの推計人口 14 ページ参照）預かり保育等の事業の実施による利用者の移行および定員数の125%まで受け入れが可能なことを考慮した場合、その数値を維持することが、この事業の推進につながると推測できるからです。

ニーズ量は現在の状況を維持しながら、保育サービスの充実に重点を置いていきます。

#### <現在の状況およびニーズ量>

措置人数	現在の状況 (平成16年度)	ニーズ量 (平成21年度)
0歳児	12人	12人
1、2歳児	60人	60人
3歳児	40人	40人
4、5歳児	68人	68人
定員数合計 (最大受入措置人数 /入所人数)	180人 (225人 / 186人)	180人 (225人 / 190人)

## (2) 延長保育

### 【現在の状況】

現在、2園の保育園で午前7時から午後6時までの通常保育の後に、1時間の延長保育を実施しており、年間4,500人前後の利用があります。

### 【ニーズ量の算出】

通常保育等と同様に、利用者の増加傾向は進むと思われます。ニーズ調査からも延長保育の必要性は認められ、午後8時までの時間延長の必要性が考えられることから、2園の保育園で、午後8時までの延長保育の実施をめざします。

<現在の状況およびニーズ量>

延長時間	項目	現在の状況 (平成16年度)	ニーズ量 (平成21年度)
2時間延長	措置人数	0人	10人
	設置数	0か所	2か所

## (3) 幼稚園の預かり保育<sup>\*</sup>

### 【現在の状況】

現在、実施していません。

### 【ニーズ量の算出】

通常保育等と同様に、利用者の増加傾向は今後も進むと考えられます。ニーズ調査において、保育園の利用時間が5～6時間のニーズ量が40人あり、預かり保育の必要性は高いと考えられることから、町立幼稚園での実施をめざします。

<現在の状況およびニーズ量>

項目	現在の状況 (平成16年度)	ニーズ量 (平成21年度)
措置人数	0人	40人
設置数	0か所	2か所

#### (4) 一時保育<sup>\*</sup>

##### 【現在の状況】

現在、大磯保育園1園で一時保育を実施しており、年間1,500人前後の利用があります。

##### 【ニーズ量の算出】

通常保育等と同様に、国府保育園での利用希望が高く、ニーズ調査においても一時保育の必要性は認められることから、国府保育園での実施をめざします。

<現在の状況およびニーズ量>

項目	現在の状況 (平成16年度)	ニーズ量 (平成21年度)
措置人数	10人	20人
設置数	1か所	2か所

#### (5) 休日保育

##### 【現在の状況】

現在、実施していません。

##### 【ニーズ量の算出】

通常保育等と同様に、利用者の増加傾向は進むと思われます。ニーズ調査においても休日保育の必要性が認められることから、大磯・国府保育園での実施をめざします。

<現在の状況およびニーズ量>

項目	現在の状況 (平成16年度)	ニーズ量 (平成21年度)
措置人数	0人	35人
設置数	0か所	2か所

(6) 放課後児童健全育成事業(学童保育)<sup>\*</sup>

【現在の状況】

現在、大磯学童会・国府学童会で運営しており、平成16年度は155人の利用があり、利用者の増加傾向が顕著になっています。

【ニーズ量の算出】

共働き世帯の増加や経済情勢の影響により、学童保育所の入所希望者の増加傾向は今後も進むと思われ、ニーズ調査においても学童保育所の必要性は認められます。

ニーズ量が現在の状況と同数値になっていますが、これは本町の児童数の減少(児童の年齢ごとの推計人口 14 ページ参照)や放課後児童の「居場所づくり」の推進による利用者の移行を考慮した場合、その数値を維持することが、この事業の推進につながると推測できるからです。

ニーズ量は現在の状況を維持しながら、学童保育の充実に重点を置いていきます。

<現在の状況およびニーズ量>

項目		現在の状況 (平成16年度)	ニーズ量 (平成21年度)
全学年	措置人数	155人	155人
	設置数	2か所	2か所
(うち1～3年)	措置人数	137人	137人
	設置数	2か所	2か所

(7) 地域子育て支援センター、つどいの広場<sup>\*</sup>

【現在の状況】

現在、実施していません。

【ニーズ量の算出】

子育て中の親たちにとって遊び場の不足、子どもを預かってくれる人やサービスの不足、子育て経験者と知り合える機会の不足など多くの課題が存在しており、子育て支援センターの必要性は今後ますます増大すると思われ、ニーズ調査においても子育て支援センターの必要性が認められることから、平成17年度に設置し、「相談業務」および「つどいの広場」の提供を実施するとともに、別に「つどいの広場事業」を進めていきます。

<現在の状況およびニーズ量>

地域子育て支援センター (設置数)	現在の状況 (平成16年度)	ニーズ量 (平成21年度)
	0か所	1か所

つどいの広場事業 (設置数)	現在の状況 (平成16年度)	ニーズ量 (平成21年度)
	0か所	1か所

## 資料2 大磯町次世代育成支援対策地域協議会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、急速な少子化の進行による家庭及び地域を取り巻く環境の変化により生じる、子育て環境のさまざまな課題に対応するため、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策推進法第21条の3に基づき、大磯町次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 次世代育成支援対策推進法第8条に規定する市町村行動計画に関すること。
- (2) その他、子育て支援施策に関すること。

### (組織)

第3条 協議会の委員は12人以内とし、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 町内の子育て支援団体の代表
- (2) 保健・福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 町内に居住する主に0歳～12歳の子どもを育児する保護者

2 町長は、前項第4号の委員を委嘱するに当たっては、できる限り町民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募によって委嘱するものとする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日より平成17年3月31日までとする。

2 委嘱された委員に欠員が生じ、委員を補充する必要があるときは、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長の選任前に協議会を開催するときは、町長が招集するものとする。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事で議決を必要とするときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない事由のため協議会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって意見を述べることができる。

### (事務局)

第7条 協議会に事務局を置き、事務局員は次世代育成支援主管課の職員をもって充てる。

- 2 事務局は、協議会の庶務を処理する。

(補則)

第8条 この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

大磯町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(平成16年7月27日現在)

役職	氏名	所属等
会長	飯塚令子	恩賜財団愛育会愛育保育園元園長
副会長	山田雅井	私塾まきば代表
委員	橋本久美子	平塚保健福祉事務所保健福祉課技幹
委員	佐藤朋子	主任児童委員
委員	山根雅代	大磯幼稚園PTA会長
委員	小島亜紀	国府学童保育会役員
委員	小林妙子	子育てサークル「いそっこちゃん」代表
委員	高相勝美	一般公募
委員	本間素美	一般公募



### 資料3 大磯町次世代育成支援地域行動計画策定委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画を策定するため、大磯町次世代育成支援地域行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大磯町次世代育成支援地域行動計画に関すること。
- (2) 前号の原案策定に必要な資料の収集及び検討に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他原案策定に必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織し、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長は、特に必要と認めるときは、関係職員を臨時に委員として充てることができる。
- 3 委員長は会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が必要と認めたとときに招集する。

- 2 会議に必要な事項は、委員長が定める。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年6月1日から施行する。

大磯町次世代育成支援地域行動計画策定委員会名簿

役 職	職 名 等
委 員 長	町民福祉部長
副 委 員 長	子育て介護課長
委 員	大磯保育園園長
委 員	企画室長
委 員	総務課長
委 員	財政課長
委 員	地域協働課長
委 員	福祉課長
委 員	環境美化センター所長
委 員	経済観光課長
委 員	都市整備課長
委 員	まちづくり課長
委 員	学校教育課長
委 員	国府幼稚園・月京幼稚園園長
委 員	生涯学習課長
委 員	図書館長

#### 資料4 大磯町次世代育成支援地域行動計画策定までのスケジュール

日 程	事 項
平成 16 年 2 月 3 日 ( 2 月 25 日まで)	次世代育成支援に関するニーズ調査 就学前児童調査 対象者 1,233 人 回収数 821 人 ( 66.6% ) 就学児童調査 対象者 821 人 回収数 524 人 ( 63.8% )
平成 16 年 3 月 22 日	次世代育成支援に関するニーズ調査基礎データを神奈川県に報告
平成 16 年 7 月 3 日	総合計画「ワークショップ第 1 分野 ( 子育て支援等 )」 第 1 回開催
平成 16 年 7 月 6 日 ( 7 月 16 日まで)	中学生アンケート調査 大磯中学校 対象者 386 人 回収数 370 人 ( 95.9% ) 国府中学校 対象者 321 人 回収数 304 人 ( 94.7% )
平成 16 年 7 月 17 日	総合計画「ワークショップ第 1 分野 ( 子育て支援等 )」 第 2 回開催
平成 16 年 7 月 24 日	総合計画「ワークショップ第 1 分野 ( 子育て支援等 )」 第 3 回開催
平成 16 年 7 月 27 日	第 1 回大磯町次世代育成支援対策地域協議会開催 大磯町次世代育成支援対策地域協議会について 大磯町の子育て支援の取組みについて
平成 16 年 8 月 7 日	総合計画「ワークショップ第 1 分野 ( 子育て支援等 )」 第 4 回 ( 最終回 ) 開催
平成 16 年 8 月 30 日	第 2 回大磯町次世代育成支援対策地域協議会開催 大磯町次世代育成支援地域行動計画の構成について 大磯町次世代育成支援地域行動計画基本指標について
平成 16 年 9 月 30 日	地域行動計画に係る定量的な目標値の報告
平成 16 年 10 月 28 日	第 1 回大磯町次世代育成支援地域行動計画策定委員会 次世代育成支援対策推進法について 大磯町次世代育成支援地域行動計画骨子について
平成 16 年 11 月 1 日	第 3 回大磯町次世代育成支援対策地域協議会開催 大磯町次世代育成支援地域行動計画骨子について
平成 16 年 12 月 20 日	第 4 回大磯町次世代育成支援対策地域協議会 ( 勉強会 ) 開催 大磯町次世代育成支援地域行動計画第 2 章第 1 節 ~ 第 5 節 および第 3 章について
平成 17 年 1 月 12 日	第 2 回大磯町次世代育成支援地域行動計画策定委員会 大磯町次世代育成支援地域行動計画 ( 素案 ) について

平成 17 年 1 月 24 日	第 3 回大磯町次世代育成支援地域行動計画策定委員会 大磯町次世代育成支援地域行動計画（素案）について
平成 17 年 1 月 24 日	第 5 回大磯町次世代育成支援対策地域協議会開催 大磯町次世代育成支援地域行動計画（素案）について
平成 17 年 1 月 28 日	福祉文教常任委員会協議会に報告 大磯町次世代育成支援地域行動計画（素案）について
平成 17 年 2 月 1 日 （ 2 月 28 日まで）	大磯町次世代育成支援地域行動計画（素案）に対するパブリックコメント募集
平成 17 年 2 月 21 日	第 4 回大磯町次世代育成支援地域行動計画策定委員会 大磯町次世代育成支援地域行動計画（案）について
平成 17 年 2 月 23 日	中郡医師会大磯班会に説明 大磯町次世代育成支援地域行動計画（案）について
平成 17 年 2 月 24 日	大磯町次世代育成支援対策地域協議会委員に大磯町次世代育成支援地域行動計画（案）の確認を依頼
平成 17 年 3 月 10 日	福祉文教常任委員会協議会に報告 大磯町次世代育成支援地域行動計画（案）について
平成 17 年 4 月 1 日	大磯町次世代育成支援地域行動計画施行

## 資料5 用語の説明

### あ行

預かり保育 幼稚園において、正規の教育時間外に保護者から園児を預かり、保育するもの。

育児・介護休業制度 育児休業制度では、労働者は、子が1歳に達するまでの間、育児休業を取ることができる。介護休業制度では、労働者は、連続する3か月の期間を限度として、要介護状態にある対象家族（父母、子ども、祖父母、兄弟姉妹等）1人につき1回の介護休業を取ることができる。（育児休業期間を現行より半年間延長し、「子が1歳6カ月に達するまで」とすることなどを盛り込んだ改正育児・介護休業法が平成16年12月1日、参院本会議において全会一致で可決され、成立した。平成17年4月から施行される予定。また、同改正法は育児・介護休業を取れる対象を、休業後も「雇用の継続が見込まれる」などの要件を満たすパート・アルバイト労働者にも広げる。）

育児支援家庭訪問事業 出産後間もない時期に子育て経験者などが家庭訪問をして、育児や家事の援助をしたり、保育士・保健師などが家庭訪問をして、専門的な援助（訪問指導）をするもの。

一時保育事業 保育所入所児童以外の児童で一時的に家庭保育ができない場合に、保育所で保育サービスを受けることができる事業。

### か行

開放保育 保育所入所児童以外の児童・保護者に園庭や施設を開放し、園児と交流したり、子育て情報誌を発行したりして、子育てを支援すること。

学童保育（放課後児童クラブ） 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童（低学年が中心）を対象に、放課後に児童厚生施設等を利用して、遊びを通じ児童の健全育成を図る事業。

家庭保育福祉員 市町村の認定を受けた保育者が、自宅で3歳未満の子どもを、保育者1人につき3人まで預かるもの。

寡婦 夫に先立たれた女性のこと。“未亡人”と同義。

コーホート変化率法 各コーホート（同じ年〔または同じ期間〕に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

子育て支援センター 子育て家庭に対する相談、子育てサークルの拠点、地域の子育て支援サー

ピス等の情報提供などを実施する、市町村が設置する子育て支援拠点。

## さ行

**支援費制度** 障害者自身の自己決定に基づく福祉サービスを、指定事業者・施設と対等な関係に立って契約を結んで利用する制度で、これまでの「措置制度」からの転換が図られたもの。平成15年（2003年）4月1日から開始された。

**主任児童委員** 担当する区域を持たず、区域を担当する児童委員の活動の援助および協力を行う児童委員。

**ショートステイ事業** 児童の保護者が疾病、疲労等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業。

## た行

**待機** 児童が、現に保育に欠ける状況にある要保育児童でありながら、保育所の定員にゆとりがないため入所できないこと。

**つどいの広場** おもに乳幼児（0～3歳）のいる親とその子どもが気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談を行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る事業。

**トラウマ（Trauma）** 生活上のある体験を原因とする重い心の傷、精神的な外傷（心的外傷）のこと。

## は行

**バリアフリー** 社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア = Barrier）となるものを除去（フリー = Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

**病後児保育** 保育所に通所中の児童が、病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、一時的に預かるもの。保育所、病院等に付設された専用スペース等において預かる「施設型」と、児童の自宅等に保育士を派遣する「派遣型」がある。

**ファミリー・サポート・センター事業** 子どもを預けたい人（依頼会員）と預かってくれる人（支援会員）で会員組織を構成し、会員相互の助け合いで子育て中の父母を支援する事業。

## ま行

民生委員・児童委員 民生委員は、社会福祉の増進のため、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う地域福祉の推進者。児童委員は、児童および妊産婦への個別援助や児童の健全育成、子育て支援等を行う。民生委員と児童委員は同一人で、各自担当区域を持つ。

## や行

ユニバーサルデザイン “すべての人のデザイン” という意味で、障害者や高齢者、外国人、男女などの違いを超えて、すべての人に暮らしやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていかこうとする考え方。バリアフリー（障害を取り除く）だけでなく、はじめから利用しやすいものをつくっていかこうとするもの。

**大磯町次世代育成支援地域行動計画**  
- 子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ -

平成 17 年 3 月

発 行 **大磯町**

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183

TEL. 0463-61-4100

FAX. 0463-61-1991

編 集 大磯町町民福祉部子育て介護課